

# 第5次岬町総合計画

令和3年



# 第5次岬町総合計画

「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち  
みさき」の実現をめざして



岬町は、淡路島を臨んだ大阪湾ベイエリアの中で、美しい海と海岸線を有し、和泉山系の豊かな緑に囲まれた自然環境に恵まれており、通勤可能な大阪都市圏に位置しながら、人と自然の多様な関わりが求められる事から、これから時代に合った暮らしが出来るまちです。

平成23年(2011年)3月に「豊かな自然 心かよう温もりのまち”みさき”」を掲げ、令和2年(2020年)を目標年次とした第4次岬町総合計画が策定され、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極めつつ、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、住民の暮らしを豊かにするための施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会経済環境は、従前からの課題であります少子高齢化の急激な進行による人口減少、景気低迷、環境問題の顕著化、規制緩和、地方分権の推進などに加え、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症や大規模な自然災害など、住民の生命を脅かす多様な問題が発生しています。



こうした中、本町が持続可能な発展を遂げていくため、将来像を「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」と定め、令和12年(2030年)を目標年次とする「第5次岬町総合計画」を策定致しました。

本計画をまちづくりのあらゆる主体の共通ビジョンとして着実に推進し、掲げた都市像の実現に向け全力を傾けてまいりますので、引き続き住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、計画の策定にあたり、ご意見やご助言を頂きました住民並びに町議会の皆様をはじめ、岬町総合計画審議会委員の皆様、関係機関に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

岬町長 田代堯



# 目 次

## はじめに（第5次総合計画の策定にあたって）

1. 計画の趣旨と役割-----	8
(1) 総合計画策定の趣旨 -----	8
(2) 総合計画の役割-----	8
2. 計画の構成と期間-----	9
(1) 計画の構成 -----	9
(2) 計画の期間 -----	9
3. 社会的潮流 -----	11
(1) 人口減少社会と地方創生への対応-----	11
(2) 安全・安心がより重視される時代-----	11
(3) ライフスタイルや価値観の多様化-----	12
(4) 人と人とのつながりを大切にする社会 -----	12
(5) 社会経済情勢の変化 -----	12
(6) 情報化の進展と生活の変化 -----	13
4. まちづくりの課題-----	14
(1) 分野別課題 -----	14
(2) まちづくり全体に係る課題 -----	17
(3) 施策の満足度・重要度の分類 -----	19

## 基本構想

1. まちの将来像 -----	22
2. 将来フレーム -----	23
(1) 将来人口 -----	23
(2) まちの将来構造-----	25
(3) 土地利用構想に関する基本方針 -----	27
3. まちづくりの基本方針 -----	29
4. まちづくりの目標-----	30

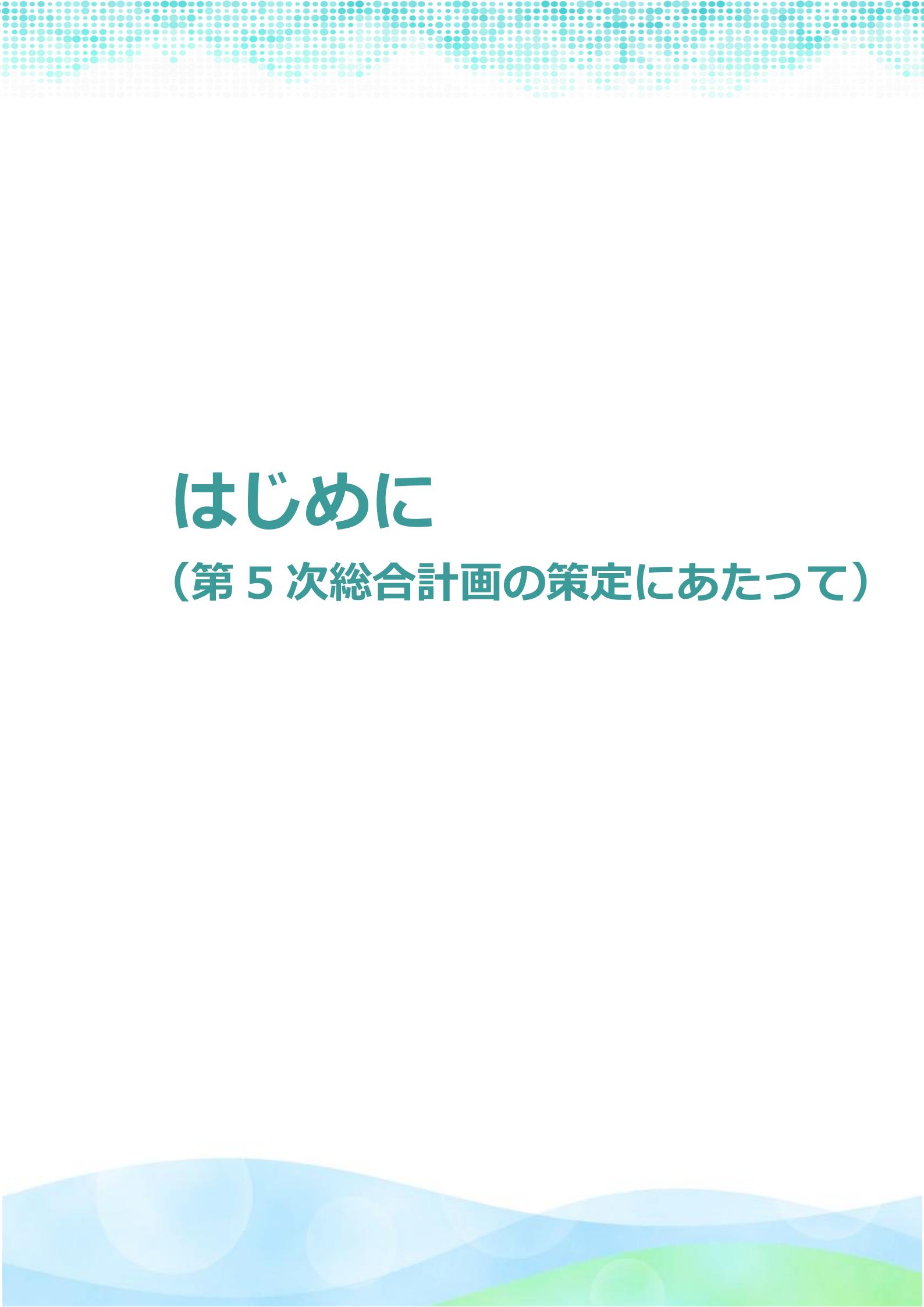
## 基本計画

序章 基本計画の内容	34
1 施策体系と施策の見方	34
2 地方創生に向けた取組	36
第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）	39
第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）	45
第3章 新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）	51
第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）	57
第5章 安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）	63
第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）	71

## 資料編

1. 策定経過	82
2. 岬町総合計画審議会委員名簿	83
3. 質問	84
4. 答申	84
5. 岬町総合計画条例	85
6. 岬町総合計画審議会条例	86
7. 岬町総合計画等策定体制	88
8. 計画の進行管理	89
9. 用語解説	89
10. 総合計画とSDGs	94





# はじめに

## (第5次総合計画の策定にあたって)

## 1. 計画の趣旨と役割

### (1) 総合計画策定の趣旨

本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去4次にわたり総合計画が策定されてきました。平成23年（2011年）に策定された第4次岬町総合計画では、「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」を将来像として、6つの基本政策の取組により、「希望に満ちた未来」と「郷土への愛着や誇り」につながるまちづくりを進めてきました。

第5次岬町総合計画は、これまで策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするため、策定するものです。

### (2) 総合計画の役割

総合計画は、本町をどのようなまちにしていくか、そのために、だれが何をしていくのかを、体系的にまとめた計画です。福祉や教育、まちづくり、都市計画、環境など本町が取り組むすべての計画の基本となるもので、主に次の役割を担います。

#### ●本町のまちづくりにおける最上位計画

本町のまちづくりを進めるうえで、最上位に位置づけられる計画であり、あらゆる計画の基本となります。

#### ●長期的なまちづくりの指針

本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、長期的な展望に立ったまちづくりの指針を示しています。

#### ●まちの将来像の実現に向けて、住民・事業者・行政が共有する指針

住民と事業者と行政がまちの将来像を共有し「協働」によるまちづくりを進めるための指針となるものです。

## 2. 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造により構成します。

#### ①基本構想

本町の課題を踏まえ、令和3年（2021年）から令和12年（2030年）までの10年間におけるまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。

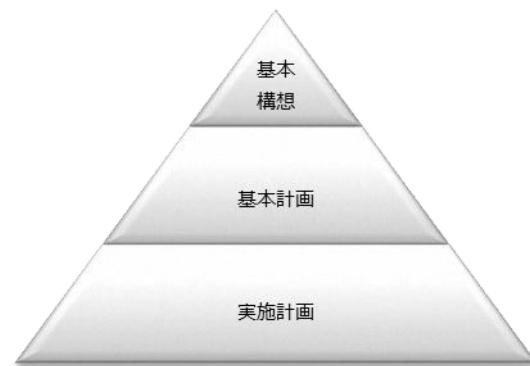
#### ②基本計画

基本構想を実現するため、基本構想の計画期間の終期である10年後を見通して、中間年である令和7年（2025年）までの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにするものです。

また、基本構想の中間年には改めて施策の評価を行い、  
後期5年の基本計画を策定します。

#### ③実施計画

基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするものです。毎年度の予算編成の基本になる計画で、3ヶ年の計画を毎年ローリングし、見直していきます。また、計画の策定にあたっては、財政計画との整合を図ります。



### (2) 計画の期間

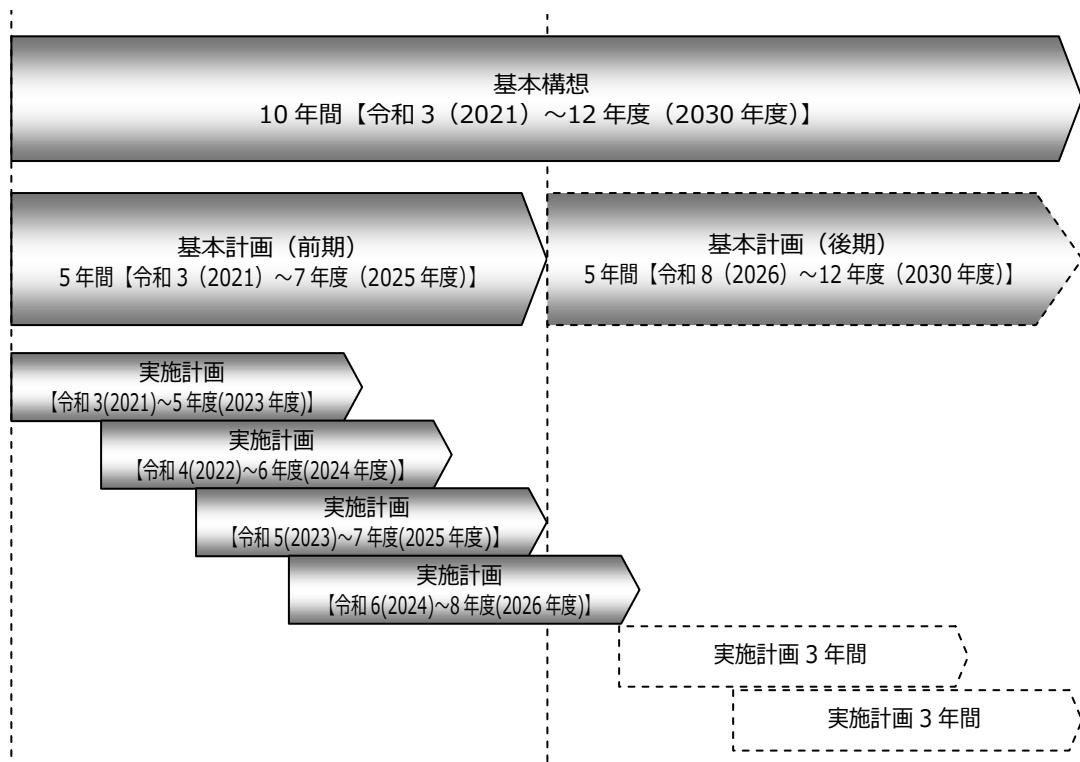
総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

- ① 基本構想の計画期間は、10年間（令和3年度から令和12年度）とします。
- ② 基本計画の計画期間は、5年間（前期：5年間、後期：5年間）とします。
- ③ 実施計画の計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年改定します。

令和 3 年度（2021 年度）

令和 8 年度（2026 年度）

令和 12 年度（2030 年度）



### 3. 社会的潮流

計画を策定するにあたって、本町のまちづくりのこれからの中10年を展望するためには、次のような社会的潮流に注視していく必要があります。

#### (1) 人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じています。更なる少子高齢化の進行や団塊世代が75歳以上を迎えることにより、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの影響が懸念されています。こうした地方の現状に対して、国では平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するなど、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

本町においても、少子高齢化や人口減少が進行し、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。このような人口構造の変化は、労働人口や税収の減少、地域社会のコミュニティ機能の低下など町の施策全体に関わる喫緊の課題となっています。このため、子育て支援や教育、高齢者支援など住み続けたいと思える環境づくりに向けた施策や地方創生施策に引き続き取り組むとともに、移住・定住の推進や関係人口の拡大など持続可能な地域社会に向けた担い手確保の取組を行う必要があります。

#### (2) 安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、国は「国土強靭化」を掲げ「国土」「経済」「暮らし」が、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、その後も平成28年（2016年）の熊本地震、平成30年（2018年）の大阪北部地震などの発生や、東海・東南海・南海地震など、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まり、気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、大阪では特に平成29年（2017年）以降の台風や豪雨による被害が生じる一方、世界的には、2002年に中国から感染拡大した重病急性呼吸器症候群（SARS）、2012年にアラビア諸国から発生した中東呼吸器症候群（MERS）、そして、2020年に中国から感染拡大した新型コロナウイルス（COVID-19）と云った感染症の拡大など様々な脅威にさらされ、災害に対する関心は一層高まっています。

また、自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被害拡大、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故などが顕在化し、住民生活を脅かす不安が広がっています。

本町においても、住民に災害リスクの小さなまちという認識がある一方、住民意識調査では、「防災対策の推進」や「防犯対策の促進」などが重要度の高い施策として選択されるなど、住民の安全・安心に対するニーズは高くなっています。このため、地域での見守りや助け合いなど相互扶助の仕組みの強

化を図りながら、安全で安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

## (3) ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加、感染症対策のために行う新しい生活様式など、社会状況の変化により、ライフスタイルの多様化とともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成4年（1992年）に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても「仕事」と育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が定着し、「仕事」に至ってもテレワークを導入するなど新たな働き方が定着しつつあります。

本町においても、今後、「ワーク・ライフ・バランス」や「テレワーク」の推進、住民一人ひとりの個性や能力が発揮できるようなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、外国人労働者の就労を大幅に拡大する改正出入国管理法が平成31年（2019年）4月に施行されたことにより、今後、異なる言語や文化、習慣を持つ外国人労働者の増加が見込まれます。地域社会の一員として共存しながら生活するにあたり、多文化共生社会への取組を行う必要性が高まっています。

## (4) 人と人とのつながりを大切にする社会

核家族や単身者などに向けた生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化など様々な要因が重なり合い、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。また、地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治区（会）などの地縁組織も、近年加入率が低下する傾向にあり、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、住民同士が支えあう新たな地域社会の構築が求められています。

本町においても、核家族や単身者の増加に伴う新たな地域課題が顕在化する一方で、既存の地域課題も複雑多様化することが見込まれるため、住民、住民団体、事業者、行政などが協働で取り組んでいく必要があります。

## (5) 社会経済情勢の変化

わが国の経済は、平成20年（2008年）の世界金融危機以降、低迷状態が続きましたが、近年はようやく回復の傾向が見られました。

しかしながら、企業の雇用形態の変化や就業の多様化による非正規雇用者の増加や消費税率の引上げに伴う個人消費の低迷が懸念され、また、労働力不足による外国人労働者数が約130万人に達しており、今後、産業や就業構造が大きく変化するものと見られます。

片や、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は平成23年（2011年）以降大幅に増加しており、平成30年（2018年）には3,000万人に達しています。しかし、令和2年（2020年）に流行した新型コロナウイルス（COVID-19）により、訪日外国人旅行者の数は激減し、世界中で生活様式が変わりつつあることから、令和7年（2025年）に日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控えてはいます

が、訪日に際しての懸念材料が少なくなるまで、外国人旅行者の一時的な減少は避けられないものと思われます。

国は、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施指針を平成28年（2016年）に決定し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンのもと、17の目標と169のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

本町においても、大きく変化しつつある社会情勢に鑑み、持続可能な地域社会の実現を目指し、SDGsの目標を踏まえた行政運営を目指していく必要があります。

## （6）情報化の進展と生活の変化

ICT（情報通信技術）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、情報家電など様々なものがインターネットにつながる IoT（Internet of Things）の技術が更に高度化し、移動体通信において5G（次世代無線通信規格）が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして住民生活に浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくと考えられます。また一方で、情報格差の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、ネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しており、その対策が求められています。

本町においても、地域課題の解決や住民サービスの向上、行政事務の効率化にICTの活用を検討する必要があります。



## 4. まちづくりの課題

第4次総合計画の進捗状況および今回の総合計画策定にあたって実施したアンケートやヒアリング、まちづくりワークショップなどにおける住民や事業者の意見、まちの現状、社会的潮流を踏まえ、本町のまちづくりにおける分野別とまちづくり全体に係る課題をまとめます。

### (1) 分野別課題

#### ①少子化や若年層の流出に向けた対応

- 本町では、15歳未満の子どもが減少を続け、少子化が進行しています。また、進学や就職、結婚を契機とした若年層の転出も多く、教育や福祉、子育て支援などの住民サービスを充実させ、若者や子育て世代が住みみたい・住み続けたいと思えるような環境整備が必要です。
- 子育てに関しては、ハード面だけでなく、ソフト面の支援の充実も必要です。今後、結婚から妊娠期、子育て期にわたる様々なシーンに対応した総合的支援を提供するため、地域に密着した結婚支援及び出産から子どもの成長に合わせたきめ細やかな子育て支援体制の構築・継続が必要です。
- 町の未来を担う子どもたちが、自ら学ぶ意欲と生きる力を育むため、基礎学力の定着と体力・運動能力の向上と、ICTなどを活用した環境整備や少人数の強みを活かしたカリキュラムの検討など、健やかに育つことができる教育環境の充実・強化が必要です。
- 若年層が進学や就職を機に転出しても本町に戻って子どもを育てたいと思えるよう、本町の現状に向き合い、地域の魅力や歴史文化などの普遍的な価値に気づき、町に対する誇り（シビックプライド）を醸成する地域学習を充実させることが必要です。

#### ②人生100年時代への対応

- 本町の高齢化率は大阪府内でも上位にあり、今後も増加する見込みとなっています。更なる高齢化に備えるべく「健康寿命の延伸」を図り、多くの住民が介護なしで長寿を全うできる健やかな長寿社会を目指したまちづくりを進めていくことが重要です。
- 高齢者や高齢者に仲間入りする前からの社会参加や社会貢献の機会提供、支え合い・助け合いによる「小地域を基本単位とした地域福祉活動」の推進など、横断的な施策・事業を総合的に実施し、人生100年時代の本格化に向けた対応を行う必要があります。
- 今後10年のうち、団塊の世代が後期高齢者となり、医療、介護、福祉に対するニーズは増大することが想定される中、行政が住民と関係団体・機関とのつなぎ役となり、地域で高齢者を支える仕組みを整える必要があります。そのため、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、医療と介護の連携、地域における支援など、関係団体や機関同士の連携構築が必要です。
- 平均寿命が延びる中、だれもがいつまでも健康で、地域で支え合いながら共に生きていくことが大切です。人生100年時代を豊かに生きるため、就労後も必要に応じて学ぶことのできるシステ

ム（リカレント教育）の展開をはじめ、新たな生涯学習や生涯スポーツの場や機会の提供と充実が求められていることから、多世代が参画することができる環境の整備が求められています。その一方で、都市部から移住してきた人を含めて、多くの人が地域での学びや活躍の場へ参加するためのきっかけづくりの工夫をするなど、積極的な情報提供が必要です。

- 併せて、がん検診や特定健診の受診率の向上を図り、年齢性別に応じた栄養指導を進めつつ、自らの努力により健康寿命を延伸し、健康に対しての意識向上を図る必要があります。また、保健・医療・福祉の連携を図り、地域やNPO・ボランティアなど各種団体が協働できる環境を整備する必要があります。
- ボランティア活動などの社会奉仕活動や地域での文化・スポーツ活動、特色ある伝統行事への参加や保護活動を通じて、地域への誇りや愛着心を持った次代のまちづくりを担う人材の育成につなげていく必要があります。

### ③雇用や地域活性化への対応

- 雇用の場が少ないとことや日常生活の不便さなどを理由に、若者の流出に歯止めがかからない状況です。農林業や漁業など一次産業を核とした他業種との連携や一次産品の付加価値を高める6次産業化など、新たな展開による雇用拡大や所得向上による地域産業の活性化を図る対策が必要です。
- 近年ではフレックスタイム制やテレワークに代表される時間や場所を問わない多様な働き方の増加もあり、二地域居住のような複数の拠点を行き来する新しいライフスタイルを実践する人が増えてきています。一つの家に住み、一つの職場で働くという昔ながらの日本の暮らしは大きく変わりつつあるため、新しい時代のきめ細やかなニーズに対応した環境の整備が求められています。
- ICTの急速な進化は、交通、医療、福祉、観光、教育、防災などの様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めており、その効果的な利活用が不可欠となっています。
- 企業誘致は、雇用や税収に大きく寄与することから、積極的に取り組むべき課題となっており、そのために、国道26号（第二阪和国道）を軸とした都市基盤の整備は、誘致に向けた環境整備の一つとして着実な推進が求められています。また、併せて、住みやすさを求めて都市部から移り住む人の増加（人材回帰）が予想される中、魅力ある企業の誘致を進めるため、危機管理マネジメントとして事業継続計画（BCP）の策定や教育内容を充実し、地域産業を担う人材育成を進め、誘致した企業は、地域課題の解決に貢献できる人材を送り出すことが求められています。
- 本町のにぎわい・交流の重要な拠点であるみさき公園については、これまで運営を担ってきた事業者が撤退したため、新たな集客拠点の形成が課題となっています。「新たなみさき公園」づくりを目指した公園整備の検討に加え、農業や食など本町が有するポテンシャルを活用した取組が求められています。
- 地域の活性化のためには、大阪府内で唯一残された自然海岸や豊かなみどりなどの自然環境、せんなん里海公園、とっとパーク小島などのレクリエーション施設、深日港をはじめとする「みな

「オアシスみさき」関連施設、宇土墓古墳・興善寺などの歴史的資源などについて、観光・リエーション振興の地域資源として戦略的に活かしていくとともに、積極的に情報発信を行い、まちの魅力を伝えていくことが求められています。

## ④安全・安心な地域社会への対応

- 近年、国内外を問わず気候変動や廃棄物といった環境問題が深刻になっています。本町においては、「岬町地球温暖化対策実行計画」及び「岬町プラスチックごみゼロ宣言」に基づき廃棄物の減量化、環境意識の向上、自然環境の保全（生物多様性の保全・維持）などに取り組んでいますが、不法投棄の防止など、身近なところから、環境への認識を深め、意識を高める必要があります。
- 2015 年の国連サミットでは、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするためにすべての国連加盟国が 2030 年までに取り組む行動計画である SDGs が採択されました。本町においても、すべての住民が幸せに暮らすことができる持続可能なまちへの取組を行う必要があります。
- 本町は、大きな風水害や土砂災害を受けることが少なく、災害リスクが比較的低いまちです。しかしながら、南海トラフ地震の発生に伴う被害の危険性があり、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災の教訓もあり、住民の地震や水害など防災に対する期待は高水準にあります。災害に強いライフライン・インフラの確保に加え、公共施設や住宅の耐震化を進めるとともに、防災意識の高揚と自主的な防災活動の一層の推進や組織体制強化を図ることなどが課題となっています。
- 交通網の発達により、世界各国が身近になっています。特に、本町は関西国際空港が近在しており、2020（令和 2 年）にパンデミックとなった新型コロナウイルス（COVID-19）を代表とする感染症に対し、水際で封じ込める対策と感染を拡大させないための対策が求められています。
- 高齢者や子どもなどの弱者を狙った犯罪や動機が明らかでない凶悪犯罪、特殊詐欺やサイバー犯罪が全国的に顕在化しており、その被害が後を絶ちません。防犯対策の強化を地域ぐるみで進めていく必要性が高まってきています。
- 地球温暖化に起因する異常気象による大規模な自然災害や東海・東南海・南海の地震連動が懸念されています。大規模災害が発生した際に予想される、通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、業務を効果的に実施するにあたって必要な資源の準備や対応方針を定めた業務継続計画（BCP）がますます重要視されています。また、事業者に対しても策定支援など、安全・安心を確保するための防災・減災対策が求められています。
- 子どもや高齢者などへ配慮した交通環境の整備は、交通事故などを未然に防ぐために重要です。また、見守り環境の充実や街路灯などの整備は、防犯に効果が期待でき、必要とされています。

## ⑤都市基盤の整備と維持への対応

- 住環境においては、計画的な宅地開発や空家の解消が求められています。また、美しく快適なまちへ向け、取組を進める必要があります。
- 住民意識調査において、住み続けたくない理由として「交通の便がわるい」「買い物など日常生活

活が不便」という回答が多く、生活利便性を維持・向上させが必要です。

- 良好的な居住環境を確保することは重要な視点であり、人口が減少していく中で都市機能を維持増進していくなければなりません。庁舎などの公共施設や道路、橋りょうなどの都市基盤の老朽化が進む中で、建て替えや長寿命化を前提とした維持管理等に加え、適正な配置を視野に入れた更新の検討を、また、下水道設備については維持と拡充の検討を行い、極力将来に負担を掛けない取組を行う必要があります。また、広域連携による機能分担とまちの核となる拠点の形成を検討する必要があります。
- 本町の厳しい財政状況の中では新たな投資は厳しい状況にありますが、災害に強いまちづくりの観点からも、これまでに整備した都市施設の維持更新も含めて、計画的に整備を進めていくことが求められています。

## (2) まちづくり全体に係る課題

### ①誰もが住みやすい環境づくりへの対応

- 現在、町が抱える最重要課題は「人口減少」であり、これまでの人口推移及び将来の人口推計から、町の人口は今後も減少していくことは避けられない状況にあります。このことから都市部との交流や関係人口の拡大、リノベーションを視野に入れた空家の利活用、移住・定住の推進による人口維持へ向けた取組と併せ、人口減少に対応できる地域社会の構築のための取組が求められます。
- 人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっており、近年では情報化の進展や価値観の多様化などにより、LGBT など性的マイノリティの人に対する配慮も課題となっています。複雑化する人権問題に対し、問題解消に向けた取組を進めていく必要があります。
- 本町に暮らす外国籍の住民が増加している現状を踏まえ、地域における異なる文化や価値観への理解を深め、多文化共生を目指すまちづくりが求められています。

### ②コミュニティの活性化と協働のまちづくりへの対応

- 住民意識調査ならびに住民ワークショップでは、空家の増加や自治区（会）への未加入者の増加などにより、住民同士のつながりが薄れ、地域コミュニティが希薄になっているとの意見が多く寄せられています。また、地域コミュニティ活動を行う各種団体の構成員が高齢化し、今後の担い手育成が課題との意見もあります。
- 一方、地域活動に参加している人は多く、今後、参加する意向のある人も多いことから、自治区（会）活動への参加を促進し、地域コミュニティを強化することが求められています。
- また、将来の地域の担い手づくりとして、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出に取り組む必要があります。「関係人口」を継続的に呼び込み、地域への貢献活動を実行してもらうための仕組みづくりが必要です。
- ライフスタイルや価値観、住民ニーズに比例し、住民の行政に対する要望も多様化しており、地域特性や住民ニーズに対応したまちづくりが求められています。しかしながら、すべての住民二

ーズに対して行政だけできめ細かに対応することには限界があります。各種団体意向調査において「役場と住民との協働について、これまで同様に実施していきたい」「今後は実施したい」との意見が多く挙げられた一方、町内で活動する団体・組織に掛かる情報交換の場づくりを求める意見も挙げられることから、行政の視点だけでなく、地域の実情をよく理解している住民や事業者などとともに、ネットワーク化を図りながら多様な視点を持って課題の解決方法などを考えることで効率的・効果的なまちづくりを展開していくことが必要です。

- これまでの行政の役割を地域や個人に担ってもらうということではなく、行政、地域、個人の役割を各々の実情に合わせて合議で決め、それぞれがそれぞれの役割を果たし主体的にまちづくりに関わることが、災害に強く、犯罪のない、安心安全なまちづくりにつながるものと期待できます。
- まちづくりは人づくりであり、まちづくりに熱意を持った人たちの行動が町に活力とぎわいを創出するものです。本町の次代を担う若者が活躍できる環境の構築と、地域と町を支えるリーダーとなる人材の育成確保が必要です。
- 人口減少や高齢化などにより、地域活動の停滞や活力の低下が懸念されており、これまで以上に住民参画機会の場を創出し、すべての住民が一体感を持ち協力し合う住民主体のまちづくり、行政による活動支援及び持続可能な仕組みづくりが求められます。

### ③行政の効率化と財政の健全化への対応

- 財政の健全化については、介護費などの社会保障費の増大や高度成長期以降に整備してきた社会資本の老朽化に伴う維持管理や更新コストの増大に伴う財政負担の拡大が懸念される一方で、人口減少の進行に伴う労働人口の減少や市場規模の縮小などによって、税収の伸びが見込めない状況が予想される中、既存ストックの有効活用や計画的なアセットマネジメントの実施、広域連携の強化など行政のスリム化や効率化により歳出を抑制するだけでなく、定住促進や地域産業の振興、企業誘致、観光・レクリエーションの活性化などによって、いかに歳入を増やし、町の財政力を強化するか、更には働く場を増やし、まちに活気を生み出すかを考える健全で持続可能な行政財政運営が、これまで以上に強く求められています。
- 高齢化の進展と生産年齢人口の減少によって、生産性の向上や質の高い行政財政運営が求められています。そのため、ICTを活用した業務の標準化・効率化に努め、民間委託の活用などによる更なる業務改革の推進と安定的な財政運営が必要となっています。併せて、限られた人材での行政運営に向けて、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが求められています。
- 行政や地域団体の取組など、住民のもとに有用な情報が正確に届くよう、情報を集約・発信できる体制を整えるとともに、情報が住民へ確実に届く仕組みづくりが必要です。

### (3) 施策の満足度・重要度の分類

住民意向調査において、まちづくり施策 39 項目について満足度と重要度を尋ねました。それらを以下の方法で、満足度と重要度の得点化を行った後、平均値を算出し、散布図を作成しました。

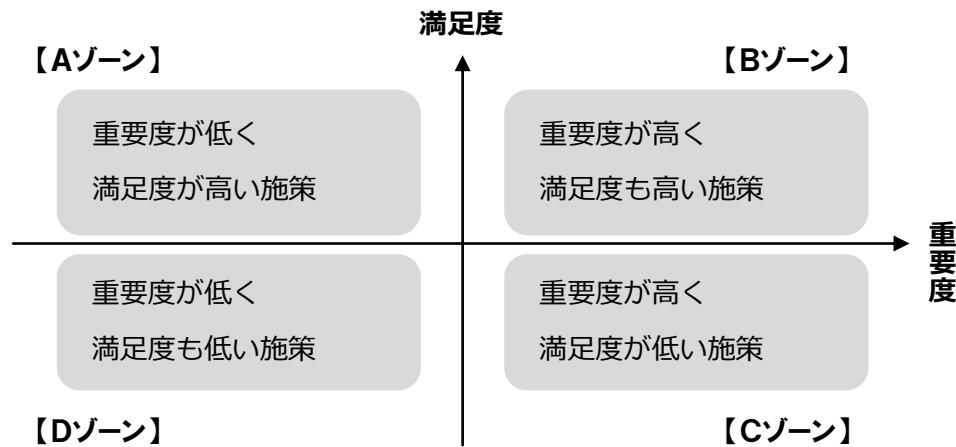
#### <算出方法>

満足：10 やや満足：5 どちらともいえない：0 やや不満：-5 不満：-10

重要：10 やや重要：5 どちらともいえない：0 あまり重要でない：-5 重要でない：-10

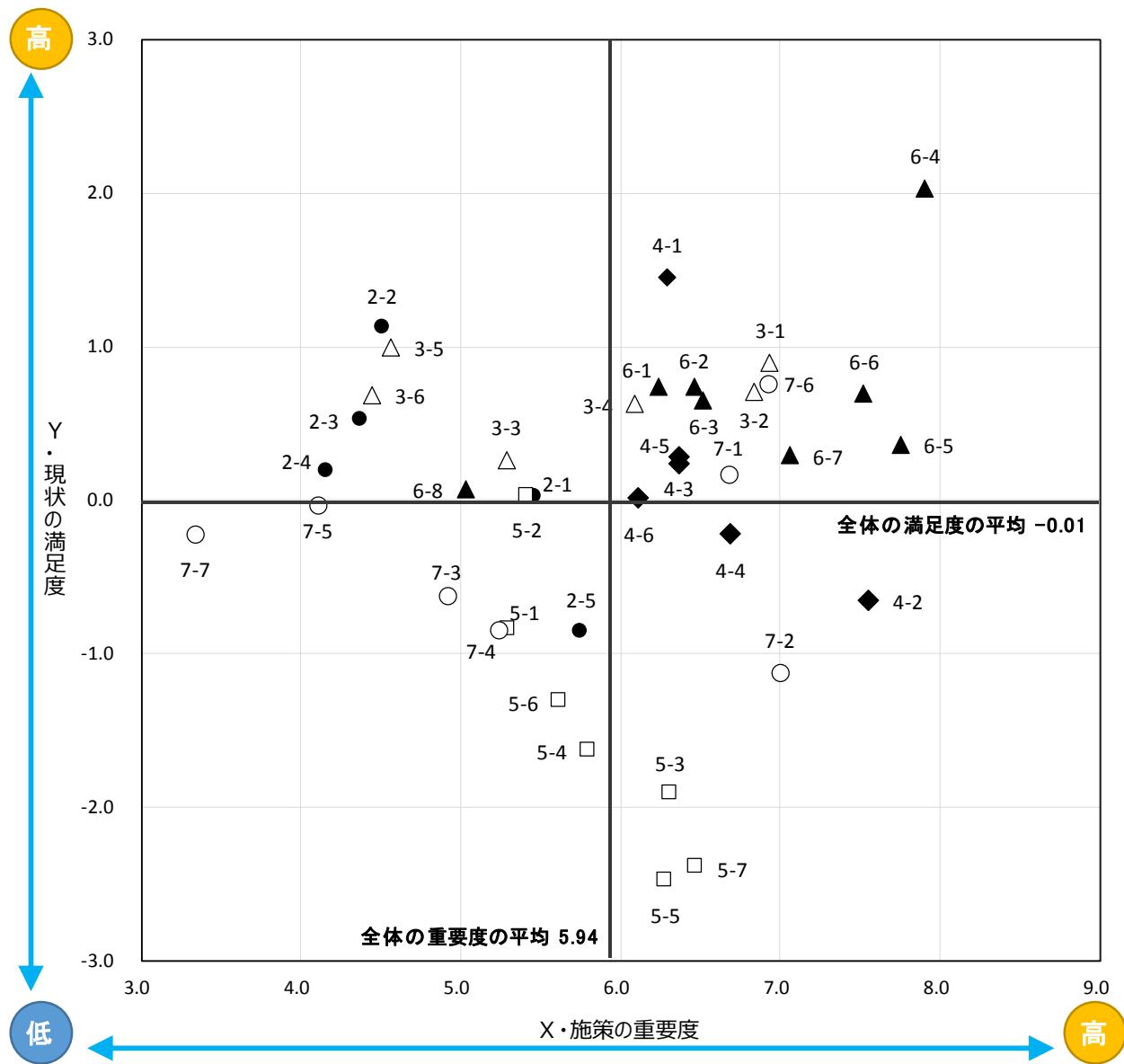
※各項目について、母数 353 から「無回答」と「わからない」を除き、平均値を算出

満足度と重要度の得点が 0 で交差する座標（下図）の 4 つの象限をそれぞれ「A ゾーン」「B ゾーン」「C ゾーン」「D ゾーン」とします。このとき、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い「C ゾーン」に位置する項目が、特に住民ニーズの高い施策になると考えられます。



更に、すべての施策 39 項目の平均値を算出することによって、0 とは別の交差軸を示しています。これは、39 項目の中で相対的に住民ニーズの高い取組を更に絞り込んだ結果となります。

◆施策満足度・重要度の分布◆



● 2-①	住民主体のまちづくりの推進
● 2-②	人権尊重のまちづくりの推進
● 2-③	男女共同参画のまちづくりの推進
● 2-④	非核・平和と国際化の推進
● 2-⑤	行財政改革の推進
△ 3-①	子育て支援の充実
△ 3-②	学校教育の充実
△ 3-③	生涯学習の推進
△ 3-④	青少年の健全育成
△ 3-⑤	生涯スポーツの推進
△ 3-⑥	歴史の保存と文化の充実

◆ 4-①	健康づくりの推進
◆ 4-②	地域保健・医療の推進
◆ 4-③	地域福祉の推進
◆ 4-④	高齢者福祉の推進
◆ 4-⑤	障がい者（児）福祉の推進
◆ 4-⑥	社会保障の充実
□ 5-①	農林業の振興
□ 5-②	漁業の振興
□ 5-③	商業の振興
□ 5-④	地域産業の振興
□ 5-⑤	新規産業の育成・企業誘致の推進
□ 5-⑥	観光・レクリエーションの振興
□ 5-⑦	勤労者対策の推進

▲ 6-①	環境保全の推進
▲ 6-②	生活環境の充実
▲ 6-③	適切な廃棄物処理の推進
▲ 6-④	消防・救急体制の充実
▲ 6-⑤	防災対策の推進
▲ 6-⑥	防犯対策の促進
▲ 6-⑦	交通安全対策の推進
▲ 6-⑧	消費者保護の推進
○ 7-①	道路網の整備
○ 7-②	公共交通の充実
○ 7-③	公園・緑地の整備
○ 7-④	河川の整備
○ 7-⑤	港湾の整備
○ 7-⑥	下水道の整備
○ 7-⑦	住宅・住環境づくりの推進

# 基本構想

## 1. まちの将来像

2030年（令和12年）に岬町が目指すまちの将来像を次のように掲げます。

### みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち “みさき”

岬町を取り巻く社会潮流を鑑みれば、少子高齢化、グローバル化、安全・安心への希求の高まり、情報化の進展などが住民生活、まちづくりに影響している状況です。岬町を持続可能で活力が高いまちにするためには、住民や事業者などと行政が一丸となって、住み続けたい、訪れたいまちを目指す一方、住民アンケート、ワークショップでも示されたように「豊かな自然と自然の恵み」「人と人とのふれあいやつながりがもたらす人の温もり」など、町の誇りを持続させたまちづくりを進めることができます。



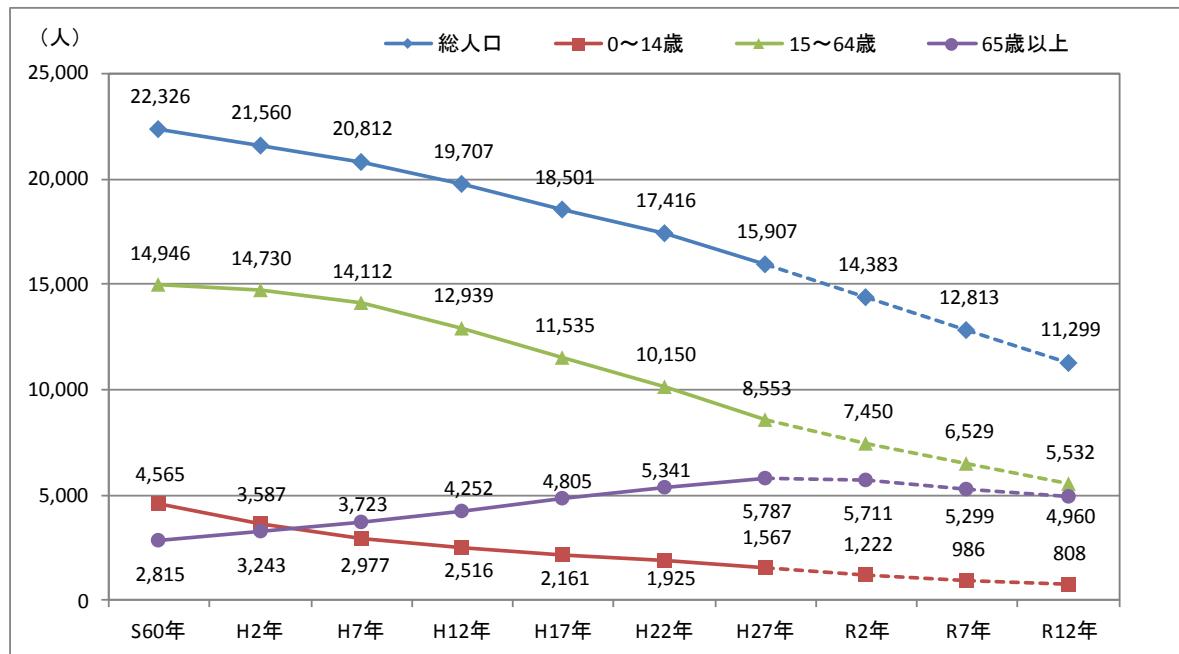
## 2. 将来フレーム

### (1) 将来人口

少子高齢化の進展により我が国の人囗は減少傾向にある中で、本町の人口も減少傾向にあり、1985年（昭和60年）から2015年（平成27年）の30年間で、約6,400人の人口減少となりました。特に年少（0～14歳）人口の減少が顕著である一方、老年（65歳以上）人口は増加傾向にあります。

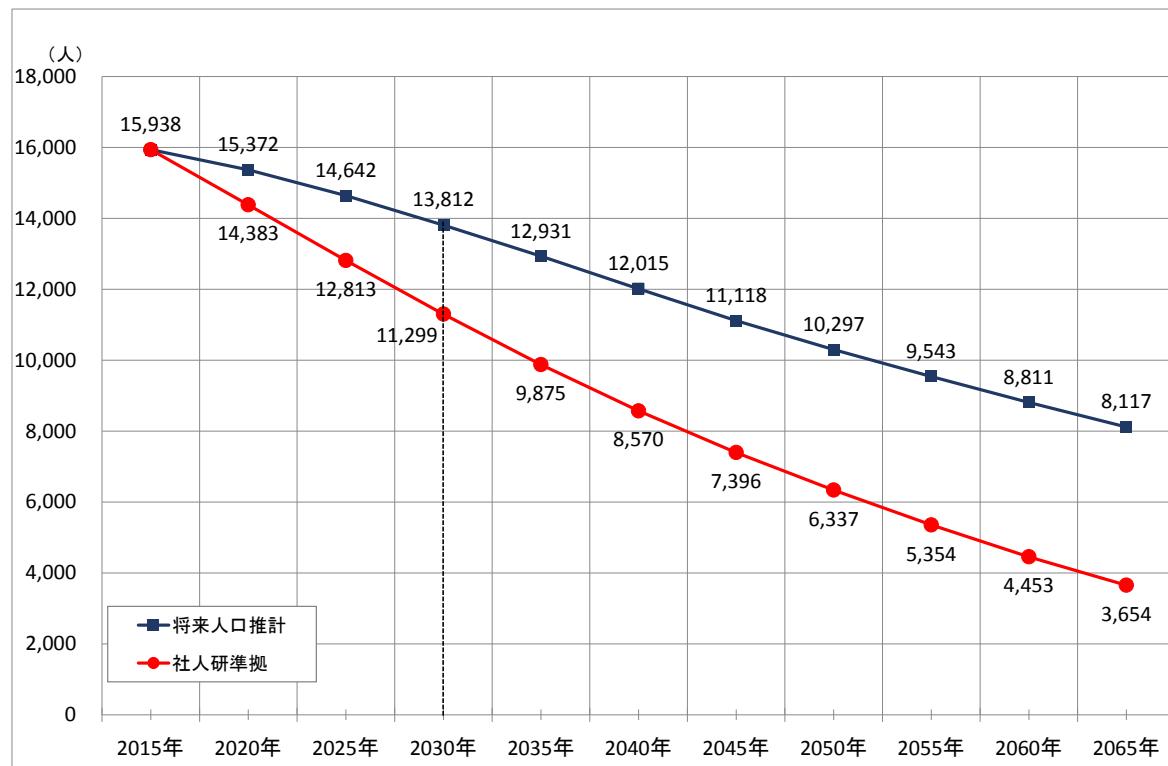
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が推計した人口推計では、計画の最終年度である2030年（令和12年）の本町の人口は11,299人とピーク時の半分にまで減少することが見込まれています。人口減少の影響を最小限にとどめ、縮退局面にあっても地域社会において誰もがいきいきと暮らせるよう持続可能なまちづくりを目指し、人口減少の抑制に向けた取組を進める必要があります。

◆岬町の人口推移◆



出所) 国勢調査 R2年以降は社人研

## ◆岬町の人口見通し◆



このような状況を踏まえ、都市構造のあり方、住民生活や産業の維持・振興、関係人口の創出などを総合的に判断し、人口減少の抑制を最優先課題とし、様々な施策を総合的に取り組むことにより、2030年（令和12年）の目標人口を13,900人と定めます。

## &lt;人口推計の概要&gt;

- 出生・死亡に関する仮定
  - ・ 生残率は社人研推計と同様とした。
  - ・ 出生率は、2040年に1.36（2019年の日本全体の合計特殊出生率）になるように緩やかに増加するものとしました。
- 移動に関する仮定
  - ・ 人口移動が均衡（転入・転出数が同数となり、移動が見かけ上ゼロ）としました。

## (2) まちの将来構造

まちの将来構造については第4次岬町総合計画の考え方を踏襲しつつ、前回からの10年間の進捗状況や今後の期間を見据え、次のとおり都市構造（「都市軸」と「拠点」）及び「土地利用構想」に関する基本方針を定め、それぞれにふさわしい機能の充実や集積を図り、安全で安心な、ゆとりと潤いのあるまちづくりを目指します。

### ◆「都市軸」とは

主な道路や鉄道、海岸線などを基本に、町内の拠点や周辺都市との連携・交流の機能を有するネットワーク

### ◆「拠点」とは

まちとしての活力や住民の生活機能などを担うために中心となる地区

### ◆「土地利用構想」とは

まちづくりを進めるための将来の土地利用の基本方針

### 1) 都市軸に関する基本方針

#### ●まちの骨格となる都市軸の強化

国道26号（第二阪和国道）、主要地方道岬加太港線及び府道和歌山阪南線は、まちの骨格となる都市軸（東西都市軸、南北都市軸）として位置づけます。特に、現在は暫定2車線で供用されている国道26号（第二阪和国道）については、大阪・和歌山との経済・交流の連携を強化するとともに、交通量の増加に伴う渋滞を解消する早期の4車線化に向けた整備を求めていきます。また、阪神高速湾岸線（大阪湾岸道路）の延伸について要望します。

#### ●東西連携軸の形成

町の中央部を東西に横断し、国道26号（第二阪和国道）と多奈川地区多目的公園、加太方面と連携する（仮称）加太岬スカイライン（東西連携軸）構想を検討し、将来的には、和歌山と淡路島を連絡する構想の紀淡連絡道路と結んで広域的なネットワークの形成とともに、災害時の物流ネットワークの確保を目指します。

#### ●町内連携軸の強化

府道木ノ本岬線の整備を求めるとともに、町道西畠線（南北連携軸）の整備を進め、町道岬海岸番川線や町道海岸連絡線の路線と南北軸・東西軸を合わせたはしご状の骨格を形成することにより、非常時の代替ルートの確立や円滑な公共交通の運行に寄与する町域全体のネットワーク形成を進めます。

#### ●海洋レクリエーション軸の形成

大阪府で唯一残された自然海岸やビーチスポーツの拠点であるせんなん里海公園、ヨットハーバー、海釣り施設などの海洋レクリエーション施設やふれあい漁港施設のネットワーク化をより一層進めることにより、海洋レクリエーション軸の形成を進めます。

## 2) 抛点に関する基本方針

### ● 広域交流拠点の機能強化

せんなん里海公園、道の駅みさき、みさき公園、とっとパーク小島及び多奈川地区多目的公園を「広域交流拠点」と位置づけます。

せんなん里海公園、みさき公園、道の駅みさき及びとっとパーク小島は、観光・レクリエーションが楽しめる拠点として、また、企業誘致と公園整備が完了した多奈川地区多目的公園は、公共と民間の協働による働き、学び、憩える里山空間として、広域交流の充実に努めます。

### ●行政・交流拠点の機能強化

役場が立地し、海陸の交通結節機能を持つ深日港周辺を「行政・交流拠点」と位置づけます。

深日港については、災害発生時などの海上ルートの拠点として位置づけるとともに、新しい人の流れを生み出す交流港としての機能を高め、地域の活性化に努めます。

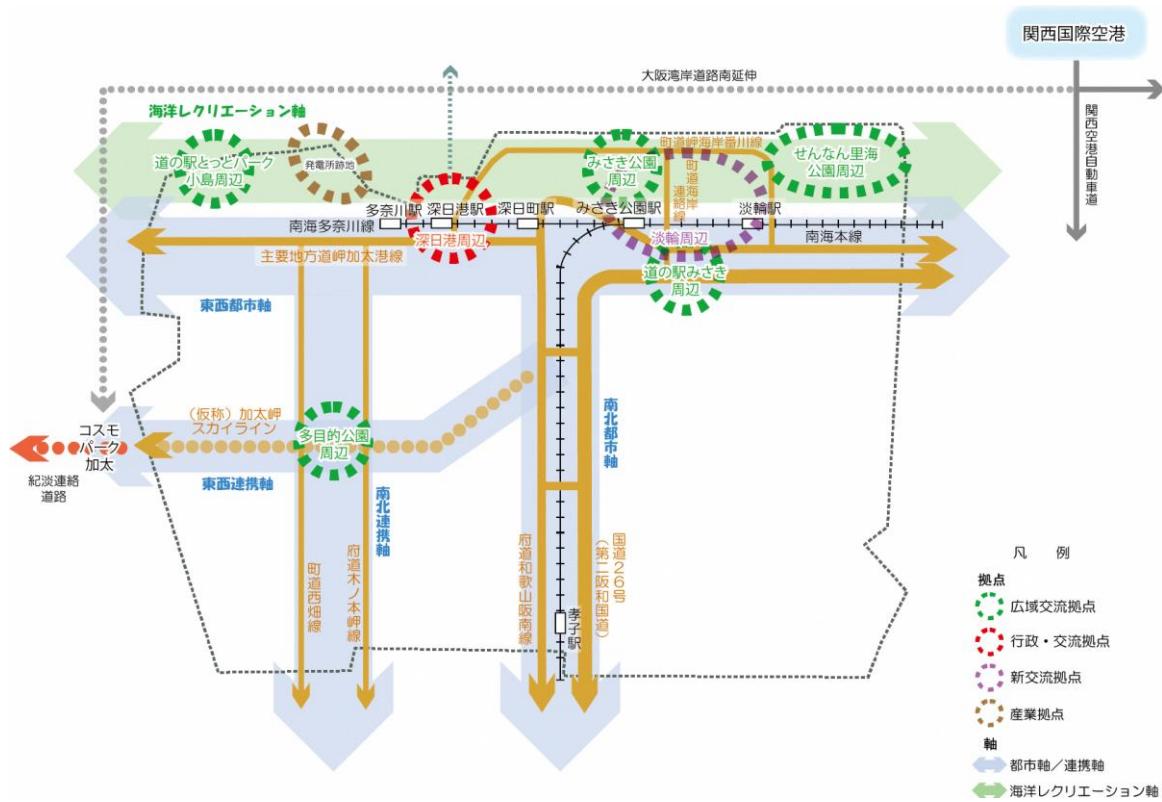
### ●新交流拠点の形成

本町のにぎわい・交流の重要拠点であるみさき公園について、新たな集客拠点として交流機能の強化を図るとともに、道の駅みさきから町道海岸連絡線周辺までの地域を農やみどりを核とした新たな交流拠点として位置づけます。

### ●産業拠点の形成

関西電力多奈川発電所・第二発電所の跡地を産業拠点と位置づけます。企業立地を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、地域産業の更なる推進につなげます。

## ◆都市構造図◆



### (3) 土地利用構想に関する基本方針

#### ●市街地ゾーン

北部の大坂湾に沿って広がる地域を「市街地ゾーン」として位置づけ、「生活ゾーン」「工業ゾーン」「港湾振興ゾーン」に区分します。

「生活ゾーン」は、古くから発展してきた既成市街地と、計画的な住宅開発を中心とした新市街地、農地などによって形成されます。

既成市街地においては、住環境の整備や防災機能の強化を図り、安全で安心できる住宅地を目指します。新市街地においては、良好な住環境の保全を図り、安全で快適な住宅地を目指します。また、市街地ゾーンに広がる農地については、住環境と農空間が調和したゆとりのある市街地の形成を目指します。

みさき公園駅周辺については、商業・業務及び居住などの都市機能の誘導と集積を図り、新たな市街地の整備を目指します。

臨海部の工場が集積した「工業ゾーン」は、周辺の住環境や自然環境との調和を図り、隣接する市街地ゾーンとの共生を目指します。

深日港周辺の「港湾振興ゾーン」は、深日港の港湾機能としての整備を図り、地域の活性化に努めます。

#### ●レクリエーションゾーン

みさき公園とせんなん里海公園及びゴルフ場からなる地域を「レクリエーションゾーン」として位置づけます。

せんなん里海公園は、人々との交流や野外活動、健康増進などを促進する地域として充実を図り、ゴルフ場については、周辺の自然環境との調和を図ります。また、本町では「新たなみさき公園」を計画しており、大人から子どもまで幅広い世代層に利用され、まちの観光・レクリエーション拠点として、まちのにぎわいの新しい中核拠点となることを目指しています。

#### ●自然共生ゾーン

中南部の山間地と沿岸域からなる地域を「自然共生ゾーン」として位置づけ、「自然緑地共生ゾーン」、「沿岸域共生ゾーン」に区分します。

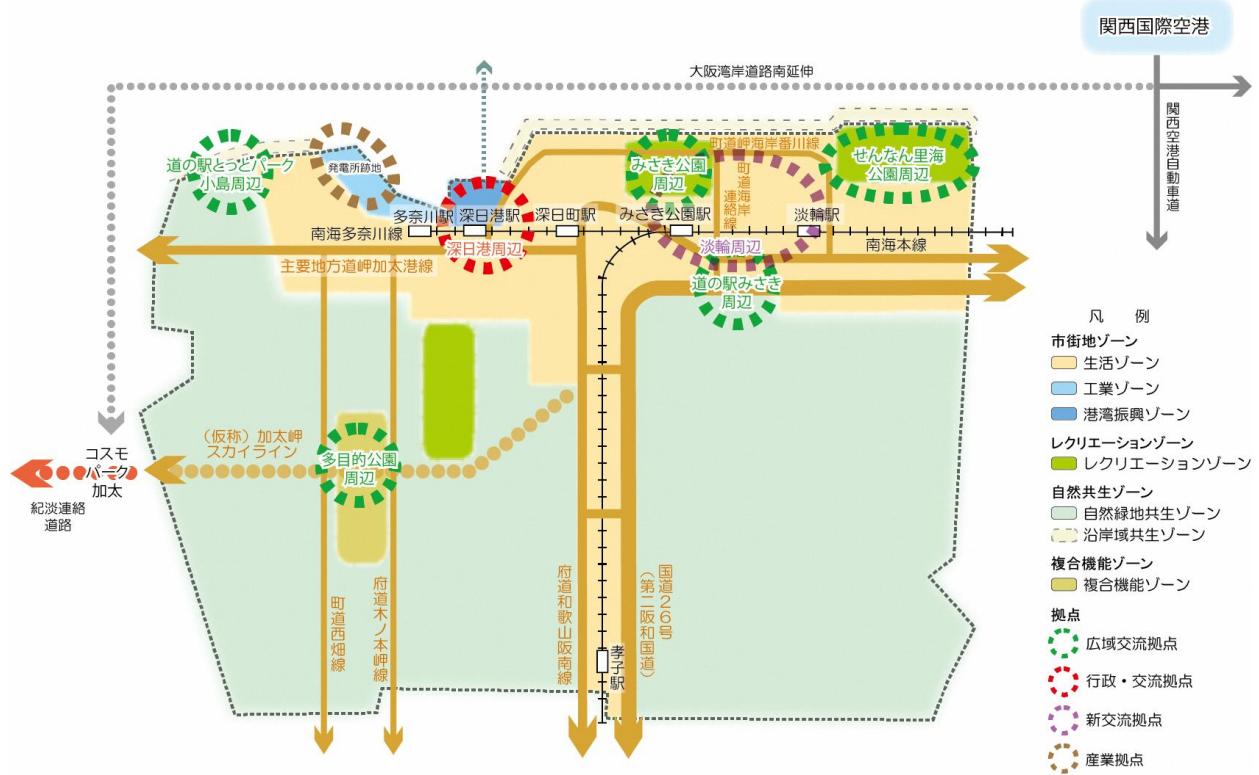
町域の大半を占める山間地の「自然緑地共生ゾーン」は、貴重な自然環境の保全を基本として令和2年（2020年）に日本遺産として登録された葛城修験道の整備・活用を図るとともに、自然環境に配慮したまちの健全な発展や集落地における生活環境との調和を図ります。

大阪府唯一の自然海岸を含む海岸線一帯の「沿岸域共生ゾーン」は、自然環境の保全に配慮して、人々が海とふれあえる空間の創造に努めます。

#### ●複合機能ゾーン

多奈川地区多目的公園は、自然環境との調和を図り、産業振興と住民の健康に寄与しうる「複合機能ゾーン」として位置づけ、企業が活動する事業活動エリアと多目的広場やビオトープなどの緑地空間を中心とした広域交流エリアそれぞれの機能の集積と充実を図ります。

## ◆土地利用構想図◆



### 3. まちづくりの基本方針

まちの将来像を実現するため、少子高齢化や人口減少などのまちの課題への的確な対応とまちづくりとして進める方向性を4つの基本方針として設定します。住民や事業者の意見やまちの現状、社会潮流を的確に把握し、あらゆる行政分野の取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

#### 基本方針1 住民との協働を進めます

個人の価値観が多様化、複雑化している中で、行政が住民のありとあらゆるニーズに対応することは難しくなってきています。多様化する住民ニーズに応え、豊かな地域社会を構築するためには、住民や事業者などと行政がお互いの良いところを持ちよって、一緒にまちづくりを進めることが重要です。

地域力が高い本町の特徴を活かし、住民や自治会、住民活動団体、事業者と行政が、お互いの役割と責任を明確にして協働のまちづくりを進めます。

#### 基本方針2 定住・交流施策を進めます

本町の持続的な発展を支えるためには、岬町ならではの魅力を高め、多くの人に訪れてもらい、住んでもらうことが重要です。

ふるさとへの愛着や誇りを高めるとともに、住み続けたくなるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化への的確な対応など人口減少の抑制を図る定住施策と、町への来訪者を増やして地域の活力増進を図る交流施策、マイクロツーリズム（地元での観光・旅行）を進め、住民が地元の魅力を再発見し、余所からの来訪者に魅力を伝える取組を進めます。

#### 基本方針3 安全・安心な暮らしを守る施策を進めます

住民が健やかな暮らしを送るためには、自然災害に対する安全性を確保するとともに、ソフト・ハードの両面から犯罪や火災、交通事故のない安全・安心なまちを実現することが重要です。

減災の視点を盛り込んだ防災基盤の整備や防災対策を確立するとともに、関係機関と連携して防犯、防火活動や交通安全啓発を進めます。住民一人ひとりが、お互いに思いやりの気持ちを持ち、地域ぐるみで支え合うことにより、安心が実感できるまちづくりを進めます。

#### 基本方針4 行財政改革を進めます

限られた行政資源の中で、まちづくりの事業を実施し、質の高い行政サービスを提供していくためには、効率的で効果的な行政運営を進めることが重要です。

持続可能な行政運営を推進していくために、行政評価や行財政改革を通じて、公共性の高いサービスの提供に努めます。

住民との協働において必要な情報の共有に努めるとともに、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行財政改革を進め、自律した行財政運営を進めます。

## 4. まちづくりの目標

まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの将来像の実現を目指す総合的なまちづくりを展開するため、6つのまちづくりの目標を設定します。

### 目標 1 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせるように、住民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援します。併せて、誰しもが自分らしく暮らせるように公的な制度・サービスを整えるとともに、地域福祉の意識の醸成を図ります。

また、安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境づくりに取り組み、子どもたちを地域とともに育てるまちを目指します。

### 目標 2 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）

次世代を担う子どもたちが心身共に健やかに育ち、個性や能力を伸ばすことができる環境づくりを進める一方、学校や家庭、地域が一体となり、地域に開かれた学校づくりを目指します。

また、住民の生涯学習活動やスポーツ活動などを支援するとともに、芸術・文化環境を向上し、心豊かな暮らしをおくことができるまちを目指します。併せて、地域の歴史や伝統の保護と活用を積極的に行います。

### 目標 3 新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）

産業を誘致し、地域経済の発展を目指すとともに、就労機会の拡大、創出や勤労者福祉の向上を図る一方、時代の変化に対応できる地域産業の活性化のため、支援制度を整えます。

また、観光資源の活用や魅力向上、積極的な発信に取り組み、関係人口を拡大し、まちのにぎわいを創出します。

### 目標 4 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）

あらゆる災害リスクに備える防災・防犯対策や消防・救急体制の充実を図り、危機管理体制を強化するとともに、地域・住民・事業者の自助・共助の取組を支援し、住民が安心して暮らせるまちを目指します。

また、自然環境を適切に保全することで、自然の恩恵を受け、潤いのある暮らしができるまちを目指します。循環型社会の実現に向け、廃棄物の 4R (Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」) 活動を促進するとともに、適切なごみ処理を推進します。

### 目標 5 安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）

これまでに整備した都市施設の維持更新及び必要な基盤となる施設の計画的な整備と適切な管理を進めます。また、地域における交通手段の整備を通じて、住民はもとより来訪者にとっても快適で利便性の高い魅力的な都市空間の創出に取り組みます。

## 目標6 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）

経済的に発展し、生活の質が保たれた、持続可能なまちとするため、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働のまちづくりに取り組み、すべての人が性別や立場にかかわりなくその個性と能力を発揮することができる、平和や人権が確立された社会を目指します。

また、事業の評価や見直し、職員の人才培养や住民協働による行政運営の推進を通じて、行財政改革を積極的に行い、将来にわたり安定したまちを目指します。

将来像

みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”

4つの基本方針

住民との協働  
を進めます定住・交流施  
策を進めます安全・安心な  
暮らしを守る  
施策を進めま  
す行財政改革を  
進めます

6つの目標

誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）

あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）

新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）

豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）

安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）

すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）



# 基本計画

## 序章 基本計画の内容

## 1 施策体系と施策の見方

## (1) 施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの目標と31の施策で構成します。

まちづくりの目標	施策
第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち (健康・福祉・子育て)	1 健康づくりの推進と医療体制の充実 2 地域福祉の推進 3 高齢者福祉の推進 4 障がい者(児)福祉の推進 5 子育て支援の推進
第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち (教育・文化)	1 学校教育の充実 2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進 3 歴史・文化の保存と活用
第3章 新たな活力と魅力があふれるまち (産業・観光)	1 農林業の振興 2 漁業の振興 3 商工業の振興 4 観光振興とにぎわいづくりの推進 5 雇用・労働環境の充実
第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち (生活環境・防災)	1 環境衛生と美化の推進 2 循環型社会の構築 3 自然環境の保全と生物の多様性 4 消防・救急、危機管理体制の充実 5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進
第5章 安全で快適な住み心地のいいまち (都市基盤)	1 計画的な道路整備と維持管理 2 交通環境づくりの推進 3 公園の整備・維持管理 4 河川・港湾の整備 5 下水道整備の推進 6 良質な住環境づくりの推進



施策の大綱	施策
第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち (協働・人権・行政)	1 参画・協働のまちづくりの推進 2 人権施策の推進 3 男女共同参画の推進 4 多文化共生と平和施策の推進 5 健全な行財政運営 6 情報化の推進 7 人材育成と組織基盤の強化

## (2) 施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。

**2 地域福祉の推進**

**■施策の背景（現状、課題、社会潮流）**

- 急速な高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、ひきこもりや社会的孤立状態にある人など、個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- 地域では、住民同士のつながりの希薄化や地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなどの課題があり、世代や地域、所属団体などを越えたつながりを形成していくことや、顔の見えるつながりづくりが求められています。
- 本町では、平成31年（2019年）に「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、すべての住民が自分たちの暮らす地域で共に支え合いながら生涯にわたり自立した生活を送ることができるよう取組を進めています。
- 緊急時の備え、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できるような相談機関や相談窓口の周知、関係機関との連携の充実を図ることが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきり世帯、障がい者世帯などが孤立する状況が無くなるよう支援するため、迅速な対応が可能となる更なる相談支援者間のネットワーク化が求められています。

**■施策の方向性（将来あるべき姿）**

- 地域に関わるすべての主体が役割を担い「共に生きる社会づくり」が具現化しているまちを目指します。

**■進捗指標**

指標	現状(2020)		目標(2025)
民生委員・児童委員数（累計）	59人	65人	
市民後見人バンク登録者数（累計）	4人	8人	

**■主要施策の内容**

- 学習会・研修会などの開催、コーディネート機能の充実を図り、幅広い年代の住民参加やプラットホーム化を促します。
- 相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実に努めます。



41

35

第5次岬町総合計画

## 2 地方創生に向けた取組

### （1）地方創生をめぐる動き

国では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めた4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」に基づき取組を進めてきました。「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題などを踏まえて政策体系を見直し、加えて、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定めています。

また、地方公共団体においても、各地域の平成26年（2014年）以降の状況変化などを踏まえて、第2期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。

これを受けた岬町においても、平成28年（2016年）に策定した「第1期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度に終了することとなっていましたが、その計画期間を令和2年度（2020年度）まで1年延長し、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組と本総合計画を一体的に検討することとしました。

### （2）重点施策

基本計画に掲げる31の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけるとともに、国が掲げた第2期総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2つの視点を掲げることとします。1つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を、2つ目の横断的視点として、住民の生活の利便性と満足度を高め、地域の魅力を一層向上させるため、地域における未来技術（Society5.0の実現に向けた技術）の活用や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」をそれぞれ掲げます。

なお、これらは、総合戦略の基本目標に相当します。

## ◆重点施策◆

【重点施策】 総合戦略基本目標	【重点取組】	【横断的目標】 総合戦略横断的目標
重点施策1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する	1) 移住・定住の支援 2) 関係人口の創出・拡大 3) 観光の振興 4) タウンプロモーションの推進	
重点施策2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	1) 結婚・出産・子育ての支援 2) 次代を担う人材の育成	
重点施策3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出する	1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化 2) 地域産業の競争力強化 3) 雇用対策の推進	
重点施策4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる	1) 生活インフラの確保 2) 安全・安心な暮らしの確保 3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進 4) 地域コミュニティの活性化 5) 広域連携の推進	

## ◆総合計画の施策と重点施策の関係〔連携する主な施策〕◆

第5次総合計画		重点施策											
【施策】	1) 2) 3) 4)	1		2		3		4		5)			
		1)	2)	1)	2)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)	5)
誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち	1 健康づくりの推進と医療体制の充実				●						●		
	2 地域福祉の推進				●	●						●	
	3 高齢者福祉の推進								●		●	●	
	4 障がい者（児）福祉の推進						●		●		●	●	
	5 子育て支援の推進				●								
あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち	1 学校教育の充実					●				●		●	
	2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進	●								●			
	3 歴史・文化の保存と活用		●	●	●								
新たな活力と魅力があふれるまち	1 農林業の振興	●	●	●				●					
	2 漁業の振興	●	●	●				●					
	3 商工業の振興					●	●	●		●			
	4 観光振興とにぎわいづくりの推進	●	●	●									●
	5 雇用・労働環境の充実				●				●				
豊かな自然の中で安心して暮らせるまち	1 環境衛生と美化の推進										●		
	2 循環型社会の構築										●	●	
	3 自然環境の保全と生物の多様性	●	●				●				●		
	4 消防・救急・危機管理体制の充実									●			
	5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進				●				●		●		
安全で快適な住み心地のいいまち	1 計画的な道路整備と維持管理		●	●						●			
	2 交通環境づくりの推進		●	●						●			
	3 公園の整備・維持管理			●						●			
	4 河川・港湾の整備		●	●						●			
	5 下水道整備の推進								●				
	6 良質な住環境づくりの推進	●								●	●		
すべての人 が輝くまち づくりを進 めるまち	1 参画・協働のまちづくりの推進		●		●	●	●			●		●	
	2 人権施策の推進					●							
	3 男女共同参画の推進					●			●				
	4 多文化共生と平和施策の推進						●						
	5 健全な行財政運営	●						●					
	6 情報化の推進				●	●	●						
	7 人材育成と組織基盤の強化						●					●	



# 第1章

## 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち (健康・福祉・子育て)



# 1 健康づくりの推進と医療体制の充実

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町では「すべての住民が健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、平成27年（2015年）に「健康みさき21（第2次）計画」を策定し、健康づくりと食育推進の施策を総合的、計画的に進めていきます。
- 急速な高齢化の進行や生活環境の変化、ライフスタイルの多様化などにより、生活習慣病やこころの問題、育児支援の充実が課題となっています。
- メンタルヘルスを含めた生活習慣の改善により、病気にならない生活を送ることができる健康づくりの取組が必要です。また、健康情報についてインターネットなどに不確かな情報があふれているため、正しい情報の普及啓発が必要です。
- 自身の健康に关心を持ち、かかりつけ医を決め、特定健診、特定保健指導、がん検診などを受診し、病気の早期発見・早期治療に努めることが必要です。
- 新たな感染症を含め、感染症などへの対策を進めるため、地域の医療機関や関係機関の連携が必要です。
- 健康ふれあいセンターは、施設及び設備などの老朽化が進んでいますが、健康づくりの拠点として適切に維持管理をする必要があります。
- 受診者における高齢者の占める割合の上昇や医療の高度化により、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。医療費を抑制するためには、一人ひとりの健康意識向上が大切で、生活習慣の改善や疾病の予防・早期発見を支援しつつ、医療費の適正化が必要です。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- すべての住民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できるまちを目指します。

## ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
自分が健康であると感じている人の割合（15歳以上）（単年度）	65.8%	80.0%
特定健診受診率（単年度）	23.0%	60.0%

## ■主要施策の内容

- 安心して妊娠・出産ができる包括的な支援体制を整備するとともに、親の育児相談などに対応し、乳児がいる家庭での新しい生活を支援します。
- 誰もが健康づくり情報を簡単に得ることができ、正しい知識や情報のもと健康づくりに役立てることができるよう努めます。
- 自然災害や感染症発生時などに発生する健康危機に対し国や大阪府、関係機関と連携し、迅速かつ適切に健康危機管理対策に努めます。また、住民には平時より健康危機に対する知識の普及啓発を行います。

## 2 地域福祉の推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 急速な高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、ひきこもりや社会的孤立状態にある人など、個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- 地域では、住民同士のつながりの希薄化や地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなどの課題があり、世代や地域、所属団体などを越えたつながりを形成していくことや、顔の見えるつながりづくりが求められています。
- 本町では、平成31年（2019年）に「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、すべての住民が自分たちの暮らす地域で共に支え合いながら生涯にわたり自立した生活を送ることができるよう取組を進めています。
- 緊急時の備え、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できるような相談機関や相談窓口の周知、関係機関との連携の充実を図ることが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきり世帯、障がい者世帯などが孤立する状況が無くなるよう支援するため、迅速な対応が可能となる更なる相談支援者間のネットワーク化が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 地域に関わるすべての主体が役割を担い「共に生きる社会づくり」が具現化しているまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
民生委員・児童委員数（累計）	59人	65人
市民後見人バンク登録者数（累計）	4人	8人

### ■主要施策の内容

- 学習会・研修会などの開催、コーディネート機能の充実を図り、幅広い年代の住民参加やプラットホーム化を促進します。
- 相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実に努めます。



## 3 高齢者福祉の推進

3 すべての人に  
健康と福祉を11 住み続けられる  
まちづくりを17 パートナーシップで  
目標を達成しよう

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町の高齢化率は、令和2年（2020年）4月現在で38.5%となっており、高齢化の進展において全国平均を大きく上回っており、高齢者も含めた支え合いの地域づくりが喫緊の課題です。
- このような状況の中で、本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れる、活力ある高齢社会を目指して、令和2年（2020年）に「岬町地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画）」を策定し、地域で支える暮らしの支援などに取り組んでいます。
- 高齢者が培ってきた経験や知識を活かし、高齢者自らが担い手となって活躍できる場づくりや機会づくりが必要です。
- 高齢者が日常生活を送るうえでの相談・支援の窓口として整備してきた地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者が支援の場に確実につながる地域社会の醸成が必要です。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
要介護認定率（単年度）	24.8%	27.4%
高齢者の通いの場参加者数（単年度）	2,142人	3,000人

※通いの場参加者数は、地域介護予防活動支援事業（指導者養成）及び啓発事業への参加者数を指しています。

## ■主要施策の内容

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって自立した生活を送り、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう環境づくりを進めます。



## 4 障がい者（児）福祉の推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町では、令和3年（2021年）に「だれもが互いに認め合い 支え合い 共に生きるまちづくり」を基本理念とする「第4次岬町障害者基本計画」と、「第6期岬町障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らせる環境などを実現していくこうとする「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障がい者（児）の社会参加と自立を支え合うことができる「共生社会」の実現を目指しています。
- 障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、不安や悩みに対応し、適切なサービス・制度の利用につなげる相談支援の充実が重要です。町と関係機関・事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが求められています。
- 障がい者が社会の一員として働き、様々な活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりが求められ、そのために、福祉サービスの充実や住まい、働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていくことが必要です。
- 近年、障がい者（児）に対する虐待防止、差別解消、権利擁護を進めるための法制度が整備されており、本町においても関係機関・団体との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ることが求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 障害への住民の理解が促進され、世代を超えて支え合うまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
障害福祉サービス利用者の中、在宅生活する者の割合（単年度）	87.4%	90%
障害福祉サービス利用率（障がい者（児））（単年度）	16.8%	19.9%

### ■主要施策の内容

- 相談体制・支援体制の充実を図り、関係機関と連携の上、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
- 障害福祉サービスなどを給付するだけでなく、サービス利用前の対策を充実し、住民の健康と自立した生活を送ることができるような仕組みづくりを行います。

## 5 子育て支援の推進



## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。現在、妊産婦・乳幼児などに対する支援は、母子保健分野と子育て分野の両面から実施しており、現状では相談窓口も多岐にわたっています。
- すべての子どもたちが心身共に健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じができるよう、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要になります。
- 全国で痛ましい虐待事件が多く発生していますが、児童虐待が行われているかの判断が困難であるほか、要支援・要保護児童の増加が目だち、その対策強化が求められています。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しているまちを目指します。

## ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
子育て支援センター利用者数（単年度）	5,160 人	5,400 人
保育所入所待機児童数（単年度）	0 人	0 人

※子育て支援センター利用者数は、町外からの親子の参加も含みます。

## ■主要施策の内容

- 子育てと仕事を両立しながら社会へ参画することができるよう、育児休業制度の周知や誰もが取得しやすい環境づくりに努めます。
- 保護者が安心して働くよう、児童の健全育成や安全の確保を図る一方、小学校と連携した放課後活動が行われる環境づくりを進めます。



## 第2章

# あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち (教育・文化)

# 1 学校教育の充実

4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町では、「子どもが輝く岬町の教育」を教育目標に掲げ、学力向上の取組として、子ども一人ひとり「確かな学力」と「学びに向かう力」の育成を図り、人権尊重の教育を推進する一方、いじめ、不登校問題などに対しては、専門人材を活用し、教育相談体制の充実に取り組んでいます。
- 子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、子どもたちが自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、子どもたちの「生きる力」を育めるよう、様々な取組を進めているところです。また、子どもの安全が守られ、子どもが安心して教育を受けることができるよう、地域に開かれた学校づくりを推進し、教育コミュニティづくりの活動拠点整備に努め、積極的な活用を図る必要があります。
- 少子高齢化が進む中、子どもの減少に歯止めがかかる状況を踏まえ、今後、子どもにとってどのような学習環境が望ましいのか重要な課題となっています。
- 学校施設においては、平成27年度には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 子どもが安全で安心して学べる良好な環境が整っているまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
学校安全ボランティア数（単年度）	102人	107人
関係機関等による教育相談回数（単年度）	128回	160回

## ■主要施策の内容

- 異なる文化、習慣、価値観などを持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進める中で、地域社会における人権教育及び人権学習の充実を図ります。
- 新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力などの育成を図り、児童生徒が予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする姿勢を養います。
- 今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、必要な教室の確保を図るとともに、学校施設の適切な維持管理を行い、安全安心な学習環境を整えます。
- 信頼される教職員を育成するための研修の充実を図るとともに、働き方改革を推進し、教職員が授業や準備に集中できる環境づくりを進める一方、教職員をはじめ、学校教育を担う人材の確保に取り組み、教育環境の充実に努めます。
- 学校が行う教育活動などについて、保護者や地域が主体的に参画できるよう、学校協議会等の再

整理を行い、学校運営協議会への移行も視野に、地域とともにある学校運営体制の更なる充実を図ります。

- ・令和元年度に策定した長寿命化計画に基づいて、学校施設の大規模改修及び長寿命化を進めてまいります。
- ・体育館を利用した体育授業などにおける児童生徒の熱中症対策及び災害時における避難者の健康状態を確保するため、小中学校の体育館に空調機器整備の検討を進めてまいります。



## 2 生涯学習・社会教育と スポーツ・レクリエーションの推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 生涯学習活動や青少年の健全な活動を実践できる魅力ある学びの場を提供し、心豊かな暮らしをおくことができる環境づくりが求められています。
- 誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりが必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会が提供され、住民のそれぞれの体力、目的に応じて、スポーツに親しみ、ライフスタイルに合った健康づくりができるまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
淡輪公民館の利用者数（単年度）	12,420 人	13,000 人
社会体育施設利用者数・団体数（単年度）	55,660 人/3,271 団体	56,000 人/3,500 団体
みさきファミリーマラソン大会参加者数（単年度）	248 人	250 人

### ■主要施策の内容

- 指導者の世代を途切れさせることがないよう指導者確保に努め、円滑に団体運営できるよう努めます。
- 生涯学習に使用されている施設の維持管理、利便性の向上に努めます。
- 町内外に読書環境の充実を図ります。
- 住民・団体・関係人口などとともに青少年の健全な成長を連携して見守り、すべての青少年の健全な育成を支援します。
- スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動を支援する一方、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に取り組みます。

### 3 歴史・文化の保存と活用



#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていくことが必要です。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- 多くの人が学びたいときに学べる魅力ある文化活動環境が求められています。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 郷土の歴史文化の保護・保存、活用に努め、特色ある地域文化の振興を図るまちを目指します。

#### ■進歩指標

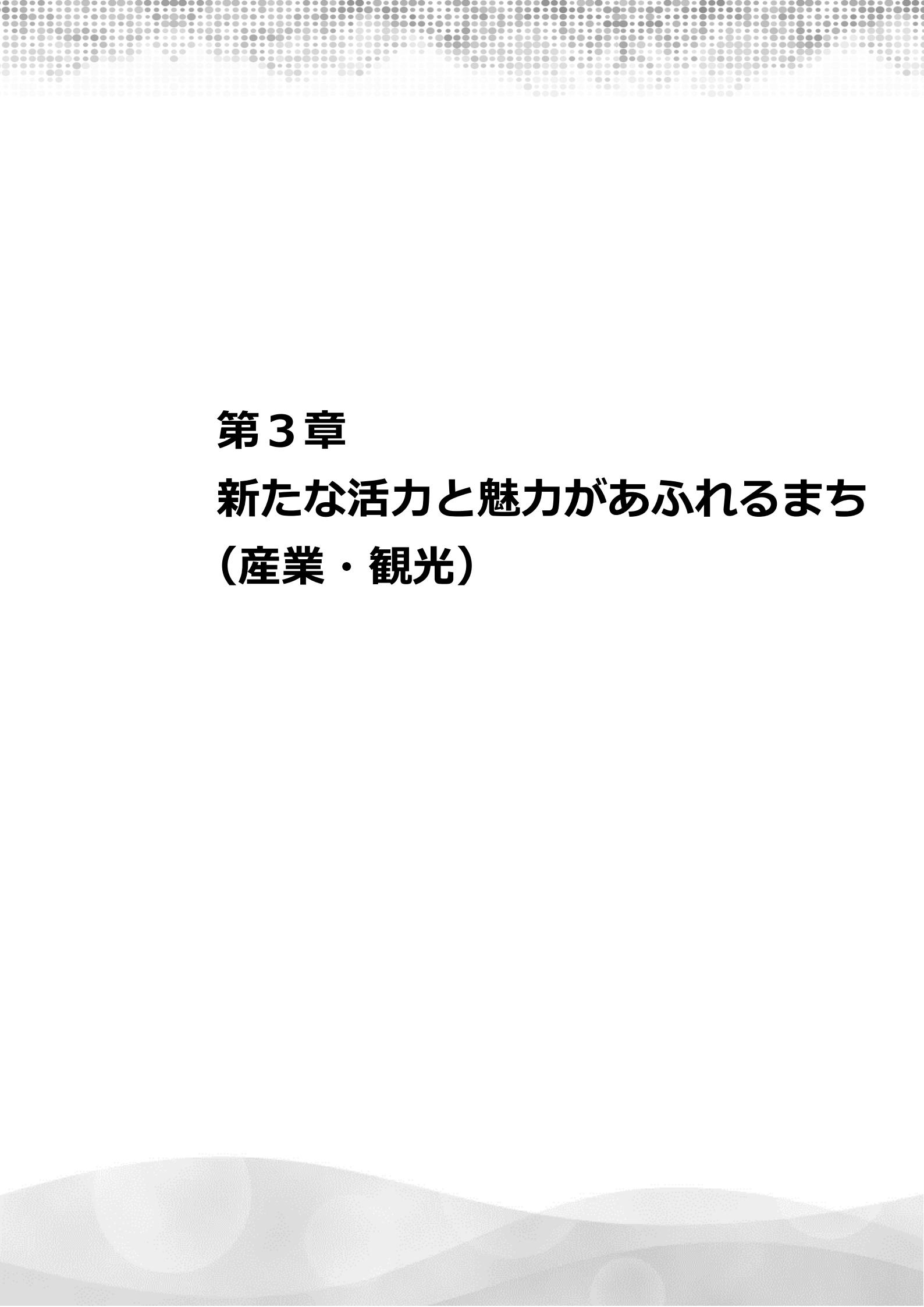
指 標	現状(2020)	目標(2025)
岬の歴史館利用者数（単年度）	2,250人	2,500人
関連活動への参加者数（単年度）	42人	100人

#### ■主要施策の内容

- 岬の歴史館を歴史文化の情報発信及び歴史的価値の見込まれる収集品の拠点として、また、住民交流の場として、有効活用を図ります。
- 令和2年（2020年）に日本遺産として登録された葛城修験道の整備・活用を図ります。
- 文化活動を行う人々が集い、交流し、住民の生活に潤いがもたらされるようその活動を支援します。







# **第3章**

## **新たな活力と魅力があふれるまち**

### **(産業・観光)**

# 1 農林業の振興

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町の農業は大半が兼業農家で、農家数、耕作地面積、農業生産額ともに減少が続いている。また、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、遊休農地が増加する一方、鳥獣による農作物被害の深刻化などの課題を抱えています。
- これまで本町では、ため池や農道の改修、低農薬化を図った工コ農産物に取り組む農家への支援、有害鳥獣対策、遊休農地対策などに取り組んできました。
- 高齢化などによる担い手の減少は、農業用施設の維持管理を困難にさせており、一次産業として魅力ある農業の構築と担い手、後継者の育成を支援する必要があります。しかし、一方では農産物の供給だけでなく、環境や防災、食育など、農業に対する多様な機能への関心が高まっており、これらの需要と合わせる事が重要です。
- 住民による里山再生活動や植林など、一部の森林で保全活動が取り組まれているものの、維持管理が十分に行われていない森林が増加しています。国土の保全や水源かん養といった森林が持つ多様な機能を保全するため、森林の保全活動に取り組む必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 安定的で効率的な農林業経営が確立しているまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
耕作放棄地面積（単年度）	30.58ha	29.98ha
森林維持管理回数（累計）	0回	5回

※森林維持管理の例 町内の登山道周辺の危険木の伐倒や沿道環境の整備を行うとともに、公共施設の新築・改修などの際に関係団体等が管理する森林の地元産木材の積極的な活用を検討するなど木材利用の促進を図る。

## ■主要施策の内容

- 農業の生産基盤である農地を保全するとともに、関係団体と連携し、集落営農など産地力の強化を行い、地域農業の生産性の向上を図ります。
- 国の補助事業などを活用し、農道、水路の整備やため池の改修など、地域に応じた農業環境の整備に努めます。
- 住民の里山再生活動を支援するとともに、森林環境譲与税などを活用しながら、森林所有者の理解を得て、住民・事業者・行政の協働により森林資源の育成・活用に努めます。

## 2 漁業の振興



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 近年、経営体数、漁獲量とも減少傾向にあり、漁業センサスの数値などから漁業就業者数が減少していることが確認できます。漁業従事者の高齢化が進む中、今後は従事者の更なる減少が予想されます。
- これまで本町では、大阪府と連携して淡輪、深日、谷川、小島の各漁港を整備しつつ、観光漁港の振興を図るために平成19年（2007年）に海釣り公園とパーク小島、販路拡充を図るために平成29年（2017年）に道の駅みさきを開設しました。また、漁業関係者も大阪府立水産技術センターと連携し、稚魚の放流や漁礁の設置など漁業資源の確保や水産物のブランド化に取り組むとともに、海上釣り堀を開設するなど観光漁業の取組も進めています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 水産資源を活用し、経営の安定化を図る取組を支援することで、漁業就業者数の減少率抑制を目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2018)	目標(2025)
漁業就業者数（単年度）	157人	138人

### ■主要施策の内容

- 地元産水産物の地産地消の推進を図るため、ふるさと納税謝礼品としての活用や販売チャネルの拡大に向けた取組の支援に努めるとともに、観光漁業の推進に努めることで、将来の担い手にとって魅力ある漁業の振興に努めます。
- 大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、各漁業協同組合が中心となって作成する「浜の活力再生プラン」などを活用した漁場の活性化支援に努めます。



## 3 商工業の振興

8 働きがいも  
経済成長も9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・住民が町外で商品を購入する傾向があることから、町内店舗の魅力向上や空き店舗の解消などにより、商業的なにぎわいを創出していくことが求められています。
- ・地場産業の減少に伴い、町内における雇用の場が少なくなっています。そのため、本町では平成18年（2006年）に企業誘致条例を改正し、優遇制度を設けるとともに関西電力多奈川発電所跡地、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンが大阪府の産業集積促進地域の指定を受け、その効果もあり、企業が続々と進出しています。今後も新たな産業の育成や企業誘致を進めていく必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・魅力ある商店の活性化を支援するとともに、新たな創業による事業者などによって商工業の活性化が図られているまちを目指します。

## ■進捗指標

指 標	現状(2018)	目標(2025)
創業支援事業補助金申請件数（累計）	3 件	15 件
経営研修の開催数（単年度）	14 回	19 回

## ■主要施策の内容

- ・商工会などと連携し、セミナーの開催や融資などにより、創業者をはじめとする事業者を支援します。
- ・地域産業の振興や企業誘致を進めるとともに、新規産業の育成により地域の雇用の場の確保に努めます。



## 4 観光振興とにぎわいづくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 大阪府唯一の自然海岸である長松海岸やせんなん里海公園など、観光・レクリエーション施設や名所旧跡が数多くあります。
- ・ 平成19年（2007年）には海釣り公園とつとパーク小島を開設、平成29年（2017年）には道の駅みさき「夢灯台」を開設し、大阪府下で唯一、同一自治体で二つの道の駅指定を受けました。
- ・ せんなん里海公園を中心として開催される「大阪マリンフェスティバル」は、多くの方々に楽しんでいただけるイベントを多数展開しています。「ビーチバレーのまち」として、「大阪マリンフェスティバル」をはじめとしたイベントの開催に際し、企画段階から住民が主体となり、参加しやすいイベントを支援することが必要です。
- ・ これまで本町において最も集客力のあったみさき公園が休園となり、町外から観光客などを呼び込む求心力の低下が懸念されています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 海や山をはじめとした地域資源や地域産業の強みを活かして、にぎわいのあるまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
主要観光関連施設来館者数（単年度）	1,948,493人	1,600,000人
観光ボランティア数（累計）	12人	20人
自然歩道等整備箇所数（累計）	未着手	5箇所

### ■主要施策の内容

- ・ 海・山・川の生き物と親しむことのできる企画やマリンスポーツなど既存施設を活用したイベントの開催を検討します。
- ・ うみほたるなど、本町における独自性の高い物を利用したグッズや特産品の開発を検討します。
- ・ イベントの運営を、住民・事業者・行政の協働によって町全体の一体的な取組として振興に努めます。
- ・ 町行政が主体となった新たなみさき公園を整備し、これまで以上に魅力を高め、より求心力のある都市公園を目指します。
- ・ 国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、観光イベントを活用し、地域住民との交流や物産の相互販売などを推進します。



## 5 雇用・労働環境の充実

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- これまで本町では、就職困難者を対象とする地域就労支援事業を実施し、就労相談や職業能力開発などに取り組むとともに、労働に関する実態把握や情報収集に努めてきました。
- 働く意欲を持ちながら、就労が困難となっている人に対し、相談や訓練、資格取得などを行っていく一方、労働者が生きがいやゆとりを感じながら充実した生活を送る事ができるよう、地域産業の振興や企業誘致によって新たな雇用を創出しつつ、ワーク・ライフ・バランスなど、労働環境の充実が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 安定した雇用・就労の場に提供する就労支援に取り組むまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
就労支援講習・講座等受講者数（単年度）	15人	20人
就労相談件数（単年度）	25件	30件

### ■主要施策の内容

- 地域就労支援事業を充実させるとともに、公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、就労機会の支援に努めます。

## 第4章

# 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち (生活環境・防災)



# 1 環境衛生と美化の推進

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 火葬場の運営と墓地の整備につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、施設整備の検討を行い、多様なニーズに応じた住民が利用しやすい環境整備に努める必要があります。
- 本町では、住民の環境美化への意識は高く、ボランティアによる長松自然海岸や番川の清掃活動、「環境美化行動の日」の住民による清掃・美化活動が行われています。
- 心ない者によるペットボトルや空き缶などをみだりに捨てる「ポイ捨て」や、大型ごみの不法投棄は依然として無くなりません。そのために、地域ぐるみで環境美化運動を強化し、不法投棄などをさせない環境づくりを進める必要があります。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進み、環境に配慮したライフスタイルが確立しているまちを目指します。

## ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
空地の適正管理通知件数（単年度）	159 件	159 件
清掃活動を行った自治区数（単年度）	全自治区(61 自治区)	全自治区

※人口減少により空地の増加が予想されるが、適正管理が十分に機能する事で件数を変動無とした。

※清掃活動の自治区数は、現在も全自治区であるが、今後の自治区数の変動を加味した記載とした。

## ■主要施策の内容

- 火葬場施設については、施設管理運営委託業者と連絡を密に行い、協力しながら適切な運営管理を進めます。墓地については、住民ニーズを踏まえて、整備を進めます。
- 町内の環境美化、生活環境の保全に努めるとともに、美化に資する自主的な清掃活動の支援や不法投棄がない、きれいなまちを維持するためのマナー向上など、快適な環境が保全できるよう支援します。



## 2 循環型社会の構築



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地球温暖化などの環境問題に対して、地球環境にやさしい暮らしの促進や持続可能な循環社会の構築、温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組む必要があります。
- ・ 廃棄物減量などの推進に関するボランティアの増加など、減量化に取り組む体制の整備や生ごみの再資源化・再利用を進めるなどの、ごみの減量化対策を継続して進めていく必要があります。
- ・ 老朽化が進行しているごみ処理施設、し尿処理施設について、今後の運用方針を定め、適切な施設運営や長期維持補修計画を定め、設備改修を実施していく必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、ごみを出さない生活様式に取り組んでいるまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
家庭系ごみ排出量（単年度）	698g/人/日	657g/人/日
事業系ごみ排出量（単年度）	1157 t	800 t
リサイクル率（事業系資源化量を含む）	5.8%	17.5%
リサイクル率（事業系資源化量を含まない）	5.8%	16.5%

※この数値目標は、岬町策定の第2次一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画において定めた廃棄物の減量化に係る取組目標を参考としています。

### ■主要施策の内容

- ・ 事業者や住民に対して、リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（資源として利用）、リペア（修理）の5Rの啓発に努めます。
- ・ 「岬町プラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ごみの分別の徹底、4R（発生回避、排出抑制、再利用、再使用）を推進します。
- ・ 温室効果ガスの排出量削減につながるよう、環境に配慮した自然エネルギーの導入や省エネルギー化への取組とともに、住民や事業者に対する普及啓発などを推進します。
- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理に努めながら、中長期的な見通しを立て、住民の生活環境を維持できる方向性を検討します。

### 3 自然環境の保全と生物の多様性

12 つくる責任  
つかう責任13 気候変動に  
具体的な対策を14 海の豊かさを  
守ろう15 陸の豊かさも  
守ろう

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 大阪府唯一の自然海岸と緑豊かな山林を有する本町は、貴重な樹木や生物など様々な自然が残されています。これらは、地域の重要な資源であるとともにまちの景観を形成する重要な要素として守っていく必要があります。
- 海岸の清掃活動や里山再生活動、ビオトープによる自然環境の再生活動が行われていますが、生物の生息環境を維持、再生すべく、これらの活動を継続して行うことが重要です。
- 自然環境の学びに精通した指導者の高齢化などにより、新たな取組方法を模索する必要があります。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 自然保護活動や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共に存する生活環境が構築されているまちを目指します。

#### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
ビオトープ自然観察会参加者数（単年度）	180 人	270 人

#### ■主要施策の内容

- 森林環境譲与税を活用しつつ町内小学校などと連携し、自然との共生を学ぶことができる場の提供を目指します。
- 景観に対する住民意識を高め、地域の自然環境や歴史環境と調和した地域の景観づくりに努めます。
- 豊かな生物多様性を維持するため、生息環境の保全や外来生物対策などの生物多様性対策や自然環境、自然とのふれあいの場として活用する取組を進めます。





## 4 消防・救急、危機管理体制の充実

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町における消防組織は、平成25年(2013年)泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の南泉州地域に位置する3市3町で、火災、救急、救助などの消防サービスをより高めるため、事務の共同処理を行う団体を設立する一方、各市町における既存の消防署が維持され、これまで以上にサービスの提供ができるようになっています。
- 住民の防災・減災に対する意識を高揚し、地域における防災力を高めていくため、自主防災組織の支援、消防団員の充足や育成を進めていくことが重要です。
- 住民に対し、防災情報などを遅滞無く的確に伝達する手段として、防災行政無線を整備していますが、聞こえづらいなどの課題があり、改善が必要です。
- これまで経験した災害を教訓に、高齢者や障がい者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の登録・支援や、福祉施設などでの避難体制の整備など、逃げ遅れゼロを目指した取組や避難所における耐震化や感染症対策など、適切な対応が必要です。
- 漁業協同組合や地域住民と連携し、高潮や津波などによる浸水を防ぐため水門を閉鎖したり、内水排除を行うため、排水施設の適正な維持管理を行っていますが、老朽化などの課題があり、今後対策等を検討していく必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 消防・救急体制が充実し、日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難するまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
自主防災組織数（累計）	48 団体	53 団体
消防団員数（累計）	105 人	110 人

### ■主要施策の内容

- 消防団の充実や自主防災組織の育成、ボランティアの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域における防災力の向上を図ります。
- 避難所の整備を進めるなど、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な基盤整備に努めます。
- 施設の適切な維持管理を行う一方、ソフト面で津波対策訓練を実施するなど、住民の方々と連携しながら災害に備えるなど、安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 「岬町国土強靭化地域計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に進め、災害に強い強靭な地域づくりを推進します。

## 5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町は比較的犯罪発生件数が少ない状況ですが、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り巻く環境は変化しており、犯罪のない地域づくりのため、防犯意識の向上を図ることや防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐるみでの総合的な取組が必要です。
- 本町における自転車盗の発生件数は減少傾向にありますが、他の窃盗と比べ軽く捉えられがちなため、被害にあうことがないよう自己防衛が必要です。
- 高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、幅広い年代で被害が生じていることから、消費者保護に加え、リスク回避能力や自己判断力などを養うことが重要になっています。
- 近年、全国各地であおり運転をはじめとした危険運転や高齢者ドライバーによる事故など、痛ましい被害が発生しており、交通事故を未然に防止するため、危険箇所の把握に努め、道路などの環境整備をはじめ、交通ルールやマナーの啓発、迷惑駐車や放置自転車の対策など、地域住民や関係機関と連携した取組が必要です。
- 町道については、狭あいな区間の改善や歩道整備をはじめ、歩行者・自転車にやさしい道路環境づくりが求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心な暮らしが実現しているまちを目指すとともに、相談が必要となった際に住民が活用できる窓口などの充実を図ります。
- 交通安全意識が高まるとともに、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域で守るという防犯活動が推進されているまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
刑法犯罪発生件数（単年度）	85 件	77 件
防犯カメラ設置台数	47 台	52 台

### ■主要施策の内容

- 自らの安全は自ら守るという意識をもつことが重要であるため、啓発活動や地域ぐるみの防犯対策を推進します。
- 防犯カメラの設置に努めるとともに、他の手段についても検討し、防犯環境の整備を図ります。
- 消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実や関係機関同士の情報共有を図ることなどにより、消費者問題に対する適切な情報提供や消費者の安全・安心確保に努めます。
- 地域住民と連携し、啓発看板の設置を行うなど、交通安全意識の向上を図ります。
- 安全な町道を維持すべく、緊急性を考慮しつつ効率的な管理体制の構築に努めます。
- 自転車通行空間の計画的な整備を行うことにより、利用者の安全な通行を確保します。

# 第5章

## 安全で快適な住み心地のいいまち

### (都市基盤)



# 1 計画的な道路整備と維持管理

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町の道路網は、国道26号（第二阪和国道）と府道和歌山阪南線（旧国道26号）、岬加太港線の3路線を骨格として、これらに接続する府道、町道によって構成されています。
- 大阪と和歌山を結ぶ広域幹線道路であった府道和歌山阪南線は、新たに広域幹線道路となった国道26号（第二阪和国道）の全線開通後、交通量が減少し岬町内の渋滞は解消しましたが、利便性の向上で全体交通量が増加し、国道26号（第二阪和国道）では、朝・夕・休日において、新たな渋滞が発生しています。
- 安全性・利便性の向上を図るため、町道西畠線、町道美化センター連絡線、（仮称）町道向出連絡線の整備が必要です。
- 道路・橋梁維持管理については、施設の老朽化も進んでおり、修繕が必要な箇所も多くなっています。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 道路を安全で機能的に整備し、一層の安全性と利便性の向上を図るまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2012)	目標(2025)
町道改良率（累計）	59.195%	59.3%

※全国平均 59.3%

## ■主要施策の内容

- 定期的な道路パトロールや安全点検を行い、道路の適切な維持管理に努めます。橋梁については、平成25年度に策定した長寿命化修繕計画を基に、橋梁の計画的な予防保全と修繕に努めます。
- 道路網の整備を行うことにより、災害などの緊急時対応ができるよう梯子骨格状の道路整備を図ります。
- 国道26号（第二阪和国道）については、交通量の増加に伴う渋滞を解消すべく、早期の四車線化に向けた整備を求めていきます。



## 2 交通環境づくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町における公共交通機関は、南海電気鉄道本線と多奈川線、コミュニティバスがあります。
- 人やモノの移動を支える交通は、あらゆる活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。少子高齢社会において、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者に対する移動の円滑化が求められています。
- まちの玄関口であるみさき公園前は、コミュニティバスやタクシー、送迎用のバスや自家用車で混雑し、駐輪場前の歩道では自転車が置かれ、通行の妨げになっており、まちの玄関口にふさわしい駅前広場の整備などが求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 歩行者、自転車、公共交通機関が安全かつ快適に利用できるまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
コミュニティバス利用者数（単年度）	129,969 人	136,500 人

### ■主要施策の内容

- 南海本線や支線の運転本数について関係機関へ要望するとともに、コミュニティバスのダイヤ改正やバリアフリー化により利便性の向上を図ります。
- みさき公園東口における駐輪場の歩道は、用地の拡幅、あるいは新たな用地の確保が困難な状況であるため、定期的な駐輪場内の整理を行い、駐輪スペースの確保に努めます。





### 3 公園の整備・維持管理

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 緑地は、自然とふれあいの場や住民の交流の場など多様な役割を有しており、市街地における生活に身近な公園・緑地の整備が求められています。
- ・ 本町においては、みさき公園やせんなん里海公園、住民ニーズの高かった総合的なグラウンドとして利用できるいきいきパークみさき（岬町多奈川地区多目的公園）といった大規模公園が整備されていますが、南海電鉄が運営から撤退したみさき公園を新たな公園として整備する必要があります。
- ・ 地方自治体による公園の整備や維持管理は、財政、人材面で限界もあり、今後は住民や民間の活動を最大限に活かすことが必要です。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 公園・緑地のストックを活かすとともに、適切な維持管理により、緑豊かなで魅力的なまちを目指します。

#### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
いきいきパークみさきの利用者数（単年度）	32,977 人	36,000 人

#### ■主要施策の内容

- ・ 公園・緑地の再生、活性化を住民・事業者・行政の協働により進め、住民が憩える環境づくりに努めます。
- ・ 大阪府自然環境保全条例に基づき、建築物の敷地内緑化を促進します。
- ・ 「新たなみさき公園」を大人から子どもまで幅広い世代に利用されるまちの観光・レクリエーション拠点として、また、まちのにぎわいの中核拠点として再生させることを目指します。





## 4 河川・港湾の整備

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町の主要河川である番川、大川、東川、西川の4河川は、山地流域が多いことから、比較的水質は良好で、ホタルなど多様な水棲生物や貴重な植物が生育しており、この環境を守るため、住民による河川環境の保全活動が行われています。
- 豪雨時の洪水などの災害の発生を防ぐため、河川の浚渫、改修などを適切に行う必要があります。
- 深日港を人流・物流機能を担う交流港として再生・発展させるためには、深日港と洲本港を結ぶ航路を定期航路とし、物流拠点や災害時拠点として整備を進める必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 河川の適切な維持管理ができているとともに港湾を活かしたまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
深日港発着航路数（累計）	0 航路	2 航路

### ■主要施策の内容

- 安全な河川を維持すべく緊急性を考慮しつつ効率的な管理を構築し、災害防止や住環境の保全に努めます。
- 関係機関と協議・調整を図りながら、深日港を活かしたにぎわいの創出と災害時の緊急物資輸送など災害拠点としての整備を進めます。



## 5 下水道整備の推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町における下水道整備状況は、令和2年（2020年）3月時点公共下水道普及率（人口）78.8%となっています。下水道事業計画の認可の拡大を図っていますが、汚水管の埋設工事は、それに追いついていない状況です。
- 収益的収支比率・経費回収率・水洗化率が低く、収支均衡を保つことが必要です。
- 近年の気候変動に伴う豪雨被害を防ぐため、雨水排水整備を進めて行く必要があります。
- 今後は、財政状況を勘案しながら計画的な整備と施設の適切な維持管理に努めるとともに、水洗化の促進や下水道使用料の適正化により、経営の健全化を図る必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 各施設の適正な維持管理を行い、生活排水の水質向上、公共水域の保全が図られているまちを目指します

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
下水道処理人口普及率（累計）	78.8%	79.0%

※目標年次の普及率については、社会資本整備計画に基づいた数字を採用しています。

### ■主要施策の内容

- 費用対効果が見込まれる区域や早期に水洗化が見込まれる区域などを勘案し、効率的な下水道整備を推進していきます。
- 浸水被害の軽減に向け、着実に雨水排水整備を進めます。
- 公共下水道の区域内においては、すべての家屋が公共下水に接続することを促進し、公共水域の保全を図ります。
- 公共下水道の区域外においては、住民が浄化槽を適正に設置、管理するよう促進し、公共水域の保全を図ります。



## 6 良質な住環境づくりの推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町の住宅地は、昭和30年（1955年）の町村合併以前から住宅地であった既成市街地と昭和40年代以降に開発された市街地で形成されており、既成市街地では住宅が密集し、狭い道路が多く、公園などの公共スペースが十分でなく、防災上の対策が必要です。
- 高齢化が急速に進行しており、福祉施策との連携を図りながら、地域の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を推進することが必要です。
- 防災、防犯などの住環境の向上を図るため、空家対策を進める必要があります。
- 「岬町空家等対策計画」を策定し、空家等対策を推進していますが、長期未相続により所有者特定に相当の時間を要し、問題となっています。
- 住宅の耐震診断や耐震化（安全性の確保）にあたっては、すべての人が必要性を認識し、意識の向上を図る必要があります。
- 町営住宅については、長寿命化を図りつつ、より効率的な維持管理が求められています。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 安全・安心な住まいづくりが促進され、安定した良質な住環境が実現しているまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
空家バンク登録件数（累計）	2 件	4 件
空家相談会における相談件数（単年度）	11 件	32 件
新築住宅取得件数（単年度）	38 件	48 件

### ■主要施策の内容

- 行政として一元的な総合窓口機能及びコーディネーターの役割を担うとともに、住宅密集地の環境を改善するため、民間事業者との連携を強化し、防災面や環境面に配慮したよりよいまちづくりを実現します。
- 空家等対策については「岬町空家等対策計画」に基づき、空家等の発生予防と適正管理、活用の促進及び管理不全な空家等の解消に努めます。
- 町内で適正に管理されずに放置された空家等について、除却補助、行政指導などを実施するとともに、除却跡地を住民の憩いの場や、防災面に配慮したポケットパークとして整備するなど、地域活性化のための計画的利用を検討します。
- 特別警戒区域内のハード整備・ソフト整備を、国・大阪府と連携しながら進め、有事の際の被害の拡大を防止できるよう努めます。
- 耐震診断などの補助制度を住民が積極活用できるよう、大阪府や関係機関と連携し、効果的な普及啓発活動に取り組みます。
- 町営住宅の適切な管理と長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度の導入など、管理事務の効率化を検討します。



## 第6章

# すべての人が輝くまちづくりを進めるまち (協働・人権・行政)



# 1 参画・協働のまちづくりの推進

## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地方分権の進展などに伴い、地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、住民・事業者・各種団体と行政がそれぞれの役割や責務を果たしていく必要があります。また、住民ニーズや課題も多様で複雑となっており、安全・安心に暮らせる地域社会を行政のみで実現することはますます難しくなっています。このような中、町は住民参画に基づいてまちづくりを行い、自治の主役である住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働し、公共性を重んじ、自らの行動に責任をもつことが求められています。
- ・ 近年、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が課題となる一方で、災害時や子育て時などにおける共助、見守り、世代間交流など、地域コミュニティの役割が再認識され、住民・事業者・各種団体など多様な主体による地域活動の重要性が高まっています。
- ・ 本町では、平成20年（2008年）に住民・事業者・行政がそれぞれの特性を活かし、地域で支え合う「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」を創設するとともに、住民活動センターを設置し、住民・事業者・各種団体が主体性を持って活動するまちづくりや地域活動のサポートを行っています。
- ・ また、自治区（会）やボランティアの活動を通じてコミュニティ活動も盛んに行われていますが、少子高齢化などにより地域コミュニティのリーダーである自治区長のなり手が減少するなど、地域のつながりが薄れています。
- ・ 今後は、まちづくりやコミュニティ活動に関する情報提供を行い、コミュニティ活動の多様化と新規活動者を獲得した裾野の広がりを進めることができます。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民同士や住民と行政が連携して共に考え共に汗を流す協働のまちづくりが推進されているまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
タウンミーティング参加者数（単年度）	402人	450人
岬“ゆめ・みらい”サポート事業件数（単年度）	9件	15件
自治区（会）加入率（累計）	80.7%	85%

## ■主要施策の内容

- ・パブリックコメント、審議会などにおける公募委員の参画、タウンミーティングなどを活用し、まちづくりへの住民参画の機会を提供します。
- ・各種任意団体に対し同様な活動を行う団体間交流の機会を設ける一方、NPO 法人への展開についての事前相談などで協議を図り、テーマ・コミュニティの拡大を目指します。
- ・地域コミュニティの活性化を図るため、自治区（会）への住民の加入促進に努めるとともに、自治区（会）の活動を支援します。
- ・地方公共団体と民間が連携し、それぞれが持つ資源や特長を活かしながら、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展を促進します。



## 2 人権施策の推進



## ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 人権は、誰もが生まれながらにてもっている、人として幸せに生きていくための基本的な権利ですが、同和問題をはじめ、児童や高齢者・障がい者などを取り巻く課題、職場における様々な形態のハラスメントなど、人権侵害が多岐に渡り社会問題となっています。また、近年では、インターネットを利用したいじめや個人情報の流出・拡散、ヘイトスピーチなど、新たな課題が生まれ、一人ひとりが自分らしく生きる社会づくりを阻む要因となっています。
- 本町では、昭和 51 年（1976 年）に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成 6 年（1994 年）には、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるまちづくりを実現するために「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、人権啓発や人権教育などを通じて、人権意識の高揚と人権擁護に努めてきました。
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 2 月）に基づき、住民に人権尊重の理念を普及させる必要があります。
- また、平成 28 年（2016 年）には、人権に関する三つの法律（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が施行され、これらの法律の趣旨を十分理解し活用しながら、自らよりよい社会づくりに参画していく力を持った子どもを育てていくことが求められています。

## ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う共生社会が実現しているまちを目指します。

## ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
人権関連イベントの開催数・参加者数（単年度）	250 人	300 人
いかなる理由があってもいじめが駄目と考える児童生徒の比率（単年度）	88%	92%

※全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙）

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」

（4 指標：「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」）のうち「当てはまる」に該当する数値 全国平均 81.7%

## ■主要施策の内容

- 異なる文化、習慣、価値観などを持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進める中で地域社会における人権教育及び人権学習の充実を図ります。
- 人権に係る学習機会の提供や啓発活動の推進、専門機関との連携の充実に努め、すべての人々の人権が尊重される社会を目指します。

### 3 男女共同参画の推進

#### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 本町では「男女共同参画基本法」の趣旨に沿って、平成15年（2003年）に「岬町男女共同参画プラン（ウィッシュプラン）」を策定し、このプランに基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。
- しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や偏見がいまだに存在し、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力行為、ストーカー行為や性的マイノリティへの人権侵害など社会問題となっています。
- そのため、家庭・地域・職場・教育の場など様々な場所で、男女共同参画社会に対する取組を進める必要があります。

#### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 住民と行政、関係機関・団体が協働して男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮しているまちを目指します。

#### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
審議会委員などへの女性登用率（累計）	24.1%	40%

#### ■主要施策の内容

- 男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に努めます。
- 悩みや問題を抱える女性に対して適切な支援や情報提供を行えるよう、相談事業の充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現のためには、政策形成の場への女性の参画が重要なことから、各種審議会や団体などへ情報の提供や啓発を行うとともに、参画する女性の人材育成に努めます。

## 4 多文化共生と平和施策の推進



### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 関西国際空港が近在する本町では、外国との交流機会が増加することを見据え、語学指導を行う団体や文化交流事業を行う団体など、住民グループが国際理解に関する取組を積極的に行ってています。また一方では、かつての企業・学校の研修施設を活用した外国人を対象とする研修施設が増加しています。
- 本町では、昭和59年（1984年）に「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を行い、戦争に関する資料展示や戦争体験の伝承など、平和に関する意識を高める取組を行っています。「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の大切さ戦争の悲惨さを後世に伝え、平和意識の普及・高揚に努めることが必要です。
- 住民一人ひとりの平和意識の普及・高揚を進めるため、平和啓発事業や、学校教育や地域における平和学習の充実を図り、非核・平和を願う平和都市の実現に努めていく必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 多様な文化的背景をもつ住民が互いの文化や価値観の違いを認め合うとともに、平和を愛し、命を大切にするまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
岬町国際交流サークルとの交流事業参加者数（単年度）	100人	150人
ホームステイ事業利用者数（単年度）	12人	20人

### ■主要施策の内容

- 国際感覚豊かな人材を育成するため、外国語教育、国際理解教育を推進します。
- 住民が外国の文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解できる取組を進めます。
- 在住、訪日外国人に対して必要な情報提供を、国際交流団体などの協力を得ながら進めます。
- 平和についての啓発や学習機会の充実に努めます。





## 5 健全な行財政運営

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・社会情勢の変化や多様化、複雑化する住民ニーズなど、拡大しつつある行政課題に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営が求められています。
- ・本町の財政は、景気の低迷や地価の下落、人口の減少などにより町税による収入が減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況にあります。
- ・行政サービスの維持向上や課題の多様化に対応するため、効率的な行政運営が必要です。
- ・老朽化に伴う維持管理経費などの増加が予想される公共施設について、今後的人口動態や財政状況、住民ニーズなどを踏まえ、効果的かつ効率的な管理運営を行う必要があります。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・計画的な行政運営と財政運営が進められ、効率的で効果的な時代に即した住民サービスの向上が図られているまちを目指します。

### ■進歩指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
経常収支比率（単年度）	95.3%	94.3%
実質収支（単年度）	64 百万円	黒字維持
単年度収支	3 百万円	黒字維持

### ■主要施策の内容

- ・行政事務の効率化・適正運営を図るため、広域による共同事業を推進します。
- ・「次期岬町行財政改革プラン」の策定に努め、引き続き行財政改革を着実に推進し、持続可能で安定した財政基盤の構築を目指します。
- ・「岬町公共施設適正化基本方針」に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・老朽化などの課題を有する本庁舎については、建て替えを含めて整備計画の検討を進めます。



## 6 情報化の推進

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・住民の行政運営への関心の高まりに対し、住民、事業者が本町の財政状況を容易に閲覧、入手できるよう、広報誌やホームページなどを充実し、行政活動の透明性を高める必要があります。
- ・パブリックコメントや行政情報の公開を行っていますが、住民が認知する機会を増やし、同時に情報を知る機会を増やすための手段を拡充する必要があります。
- ・行政情報や文書の整理・管理を統一的かつ効率的に推進するため、情報セキュリティポリシーの運用に関して職員の意識向上を図り、個人のプライバシーの保護に配慮した情報公開制度の確立が必要です。
- ・情報システムの活用により、窓口サービスや情報提供サービスを実施していますが、住民ニーズを把握し、ニーズに合ったサービスに磨き上げる必要があります。
- ・令和2年度(2020年度)から全面実施される新学習指導要領(中学校は令和3年度(2021年度))において、各学校にICT機器を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされたため、ICT機器を活用する教職員の知識やスキル、体制を整える必要があります。
- ・淡輪公民館などには、生涯学習用としてパソコンの設置を行っていますが、維持管理、運用するための人材教育が必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・高度情報化社会における最適な環境が整備されているまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
ホームページアクセス件数（単年度）	128,546 件	200,000 件

### ■主要施策の内容

- ・行政や地域、教育機関などにおけるICT（情報通信技術）インフラ環境の整備を進めます。
- ・各世代が情報化の推進に対応できるよう、情報化教育を進めます。
- ・分野にとらわれず、住民にとって安心・便利なデジタル行政サービスの実現を目指します。
- ・様々な情報ツールの活用促進により行政への住民参加を進めます。また、町が保有する情報は住民の財産であるという考え方のもと、積極的な行政情報の公開を行い、透明性を高め、住民に開かれた行政を推進します。
- ・情報セキュリティ対策の強化、職員に対するセキュリティ教育を行います。
- ・まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、事務の効率化、電子化を推進します。



## 7 人材育成と組織基盤の強化

### ■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- 地方公共団体は、行政運営を行ううえで最小の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。そのため、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な職員数の管理が求められています。
- 少子高齢化の進展に伴う住民ニーズの高度化・多様化に加え、地方分権の一層の推進や地方創生の取組などにより、地方公共団体の役割は増大しています。そのような状況に対応していくためには、自ら考え、行動し、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることができる自治体職員を確保・育成していくことが必要です。

### ■施策の方向性（将来あるべき姿）

- 住民サービス向上に必要となる研修を実施するなど、人材育成や組織の強化が進んでいるまちを目指します。

### ■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
職員研修参加率（単年度）	86.0%	96.0%
職員研修開催回数（単年度）	9回	12回

### ■主要施策の内容

- 組織の生産性向上や働き方改革への対応に向け、必要な人材を確保し、なおかつ新たな業務にも迅速に対応できるよう、正職員を中心とした適正な定数管理に努めます。
- 職員研修などを活用して人材の育成に努め、接遇などの向上や経営感覚の醸成に取り組みます。また、任用形態などに関わらず、意欲をもって働くことができる環境づくりに努めます。





# 資料編

## 1 策定経過

年月		住民参画等	総合計画審議会	町議会	庁内
令和元年	10月	住民アンケート調査			
	11月	第1回ワークショップ 第2回ワークショップ			
	12月	第3回ワークショップ			
令和2年	1月	団体アンケート			
	3月		第1回審議会（諮問）		策定方針案
	7月		第2回審議会		ヒアリング
	9月		第3回審議会		
	10月	基本構想に対するパブリックコメント			中間報告
	11月		第4回審議会（答申）		
	12月		第5回審議会	基本構想議決	
令和3年	2月	基本計画に対するパブリックコメント			
	3月		第6回審議会		

## 2 岬町総合計画審議会委員名簿

(敬称省略・順位不同)

	氏名	役職等
【1号委員】 学識経験者 3名	◎ 下村 泰彦 ○ 大浦 由美 河野 あゆみ	大阪府立大学 現代システム科学域 教授 和歌山大学 観光学部観光学科 教授 大阪市立大学大学院 看護学研究科在宅看護学領域 教授
【2号委員】 町議会議員 4名	奥野 学 小川 日出夫 松尾 匠 出口 実 反保 多喜男 竹原 伸晃	岬町議会 議長 岬町議会 総務文教委員会委員長（令和2年5月12日～） 岬町議会 厚生委員会委員長 岬町議会 事業委員会委員長（令和2年5月12日～） 岬町議会 総務文教委員会委員長（令和2年3月16日～令和2年5月11日） 岬町議会 事業委員会委員長（令和2年3月16日～令和2年5月11日）
【3号委員】 町長が必要 と認める者 13名	北本 透 五反田 真一 茂野 憲一 四至本 晴夫 下出 忠 田中 繁樹 辻下 謙二 寺田 伸之 西田 光臣 鳴岡 智基 山田 貴之 小川 宜修 柴崎 覚 早川 良	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪南総務部 マネジャー (株)紀陽銀行 岬支店・箱作支店連合店 統括支店長 岬町自治区長連合会 会長 岬町観光協会 会長 岬町農業委員会 会長 岬町人権協会 会長 岬町社会福祉協議会 会長 岬町商工会 会長 岬町漁業振興対策連絡協議会 会長 南海電気鉄道株式会社 まちづくり創造室 沿線価値創造部課長 （令和2年7月1日～） 南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部課長 （令和2年3月16日～令和2年6月30日） 住民代表（公募委員） 住民代表（公募委員） 住民代表（公募委員）

◎会長 ○副会長

### 3 諒問

岬企第 484 号

令和2年3月16日

岬町総合計画審議会会長 様

岬町長 田代 勇

#### 第5次岬町総合計画（素案）について（諒問）

岬町総合計画条例第3条の規定に基づき、第5次岬町総合計画（素案）について、諒問いたします。

### 4 答申

令和2年11月6日

岬町長 田代 勇 様

岬町総合計画審議会  
会長 下村 泰彦

#### 第5次岬町総合計画（素案）について（答申）

令和2年3月16日付、岬企第484号で諒問のありました第5次岬町総合計画基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめたので答申します。

なお、今後はこの答申を尊重され、基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」の実現に向け、最大の努力をされるとともに、計画の推進にあたっては、住民や事業者との協働と連携によるまちづくりを推進し、計画的かつ着実に取り組まれますよう申し添えます。

## 5 岬町総合計画条例

○岬町総合計画条例

平成 31 年 3 月 26 日

条例第 2 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の位置付けを明らかにし、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、まちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す最上位の計画で、基本構想及び基本計画で構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりに係る基本理念及び将来像を示した基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の方向性を体系的に示す基本的な計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

### (総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、岬町総合計画審議会条例(昭和 51 年岬町条例第 11 号)第 1 条に規定する岬町総合計画審議会に諮問するものとする。

### (議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 岬町総合計画審議会条例

### ○岬町総合計画審議会条例

昭和 51 年 4 月 1 日

条例第 11 号

#### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岬町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (職務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、岬町総合計画に関する事項を調査及び審議し、その意見を答申するものとする。

#### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 町議会議員

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、前条第 1 項に掲げる者につき、任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

#### (特別委員)

第 6 条 審議会に特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、町長が任命する。

3 特別委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

#### (部会)

第 7 条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員、特別委員は、会長が指名する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、町長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 幹事の任期は、当該諮問に係る必要な調査及び審議が終了するときまでとする。ただし、任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において行う。

(委員)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第29号)

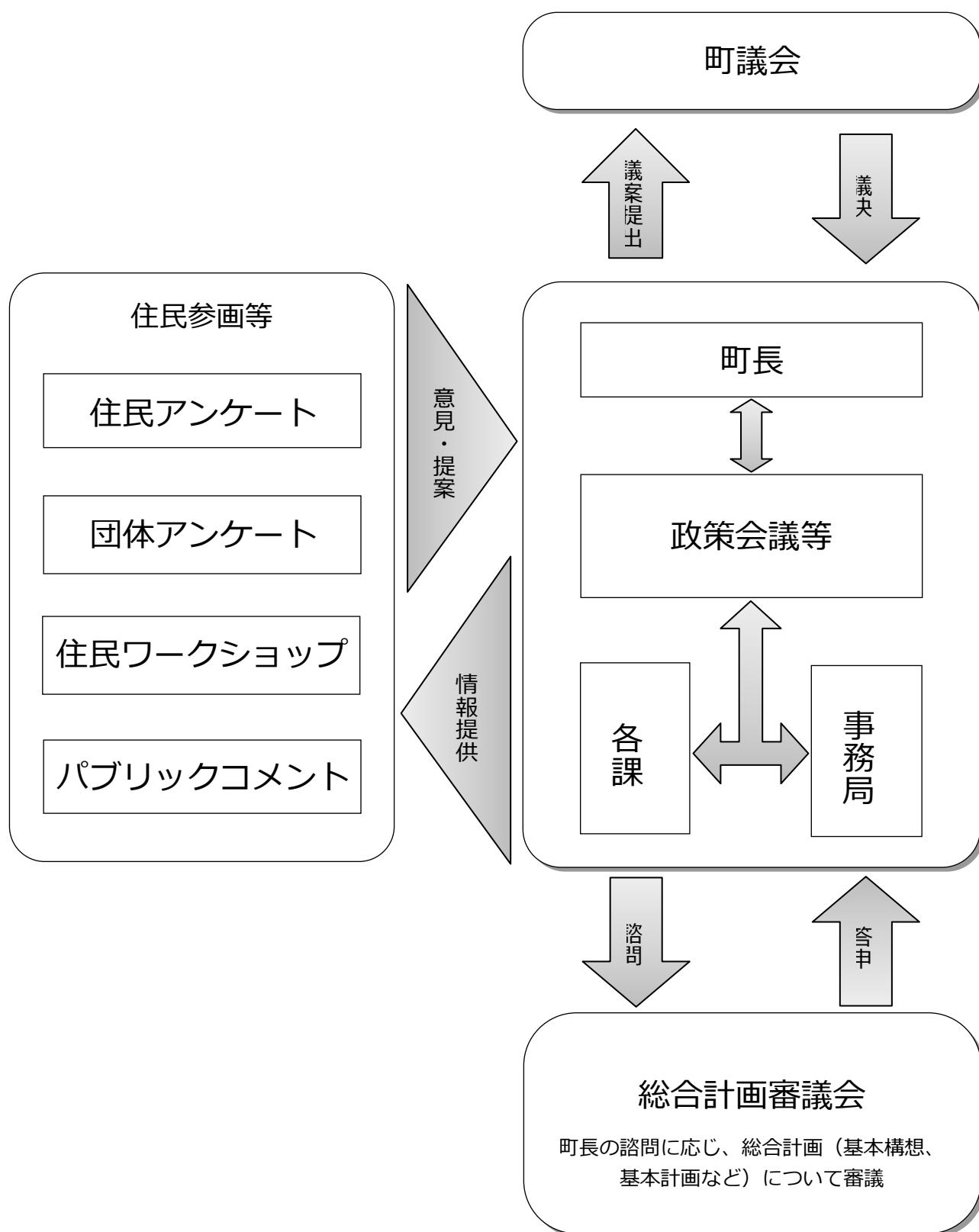
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年岬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

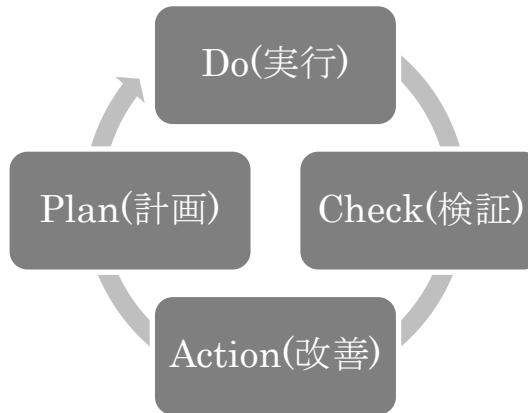
## 7 岬町総合計画等策定体制



## 8 計画の進行管理

効率的・効果的な行政運営と、住民への説明責任を果たすため、行政評価を通じて、計画の進捗管理を行い、適切なPDCAサイクルで施策を推進します。

- 評価結果を町の長期的な施策展開に役立てることができるよう、施策の成果を適切に評価できる指標を用いて評価を行います。
- 施策の目標を明確に示しながら評価を行います。
- 行政評価の結果を施策や事業の改善、予算に反映させます。
- 行政評価の結果公表にあたっては、住民に分かりやすい内容や様式を用い、住民がまちづくりに対して主体的に考える材料となるよう工夫します。



## 9 用語解説

用語	意味	ページ
IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出す。	13
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術) の略。	13,14,15,18
アイデンティティー	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。	46,74
アセットマネジメント	資産（アセット）を管理する手法のこと。道路管理においては、橋りょう、トンネル、舗装などを道路資産と捉え、その損傷・劣化などを将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う管理手法。	18
インバウンド	インバウンド(Inbound)とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド(Outbound)または海外旅行という。	12
インフラ	道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。	13,16,37,78,94
NPO 法人	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。	15,73,95
LGBT	性的指向及び性自認に関する呼称。レズビアン (Lesbian : 女性の同性愛者)、ゲイ (Gay : 男性の同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual : 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender : 身体の性に違和感を持つ人) の英語の頭文字をとったもの。	17

用語	意味	ページ
温室効果ガス	大気を構成する気体の一種であって、地表からの赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称。代表的なものに二酸化炭素がある。	59,95
核家族	家族形態のひとつで、(1)夫婦のみ、(2)夫婦とその未婚の子ども、(3)男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。	12,44
学校安全ボランティア	子どもが安心して暮らせるために考えられた様々な活動の中から、特に「他人から危害を受けないような対策」をボランティアとして行う活動。	46
学校運営協議会	地域に根差した教育活動を充実させるため、学校、保護者、地域住民が委員となつて学校運営について協議を行う合議制の機関で、学校運営、学校支援、学校評価について協議を行う。小中学校ごとを基本に設置される。学校運営協議会制度を導入した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。	47
学校協議会	大阪府立学校条例第12条により規定された、保護者などとの連携協力、学校運営への参加の促進、保護者などの意向の反映のため、全府立学校に設置する、府教育委員会の附属機関。保護者、地域の住民その他の関係者、学識経験者から構成される。	46
葛城修験道	大阪と和歌山の府県境を東西に走る和泉山脈、大阪と奈良の府県境に南北にそびえる金剛山地—総延長112kmに及ぶこの峰々一帯は「葛城」と呼ばれ、修験道の開祖であると言われている役行者(えんのぎょうじや)が最初に修行を積んだ。世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の一部である奈良の大峰山は、役行者が「葛城修験」を開いた後に移った修行の地であるとされており、「葛城修験」は、この大峰山とともに、修験者たちにとって最も重要な行場であり、必ず修行しなければならない地であるとされてきた。	27,49
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手が不足している地域においては、「関係人口」として地域外の人材に地域づくりの担い手になることが期待されている。	11,17,24,30,37,48
感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。	11,12,16,40,61
危機管理マネジメント	万一の場合の危機的な状況に備えたり、危機が及んだりした際の人・物・金などに関する管理。	15
漁業センサス	我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。	53
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。使途が特定されていない経常的な収入に対する経常的な支出(人件費、扶助費、公債費など)の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。また、公営企業法が適用される地方公営企業の場合は、経常収益を経常費用で除して算出するため、100%以上が健全であるとされる。	77
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。	14,15
権利擁護	自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続ける支援を行うことを意味する。	43
交通結節	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続のこと。また、接続が行われる場所を、交通結節点といい、鉄道ではターミナル駅・乗換駅、バスではバスターミナル、道路交通ではインターチェンジ・ジャンクションなどをいう。	26
交流港	交通機能だけではなく、ものや情報が交流する複合的な機能を持つ港。	26,67
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により町を訪れる人口。	17
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。	11,12,17,37,46,65,72,73

用語	意味	ページ
サイバー犯罪	コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。わが国においてサイバー犯罪は、「コンピュータ、電磁的記録対象犯罪」、「ネットワーク利用犯罪」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反」の3つの類型に区分されている。	11,16
産業集積促進地域	大阪府が、大阪府内における産業集積を税制面から促進するため、土地や家屋（工場、研究所など）の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置（産業集積促進税制）を設けている地域。岬町では、多奈川臨海地区と多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区が指定されている。当該地域で企業立地する場合は、町の企業立地優遇制度とともに、大阪府の不動産取得税を軽減する特例措置を活用することができる。	54
持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Developmental Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。「普遍性（すべての国が行動）」、「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（すべてのステークホルダーが役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」、「透明性（定期的にフォローアップ）」の5つの特徴がある。	13,36,94
指定管理者制度	体育館や図書館など公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度。	69
シビックプライド	「都市に対する住民の誇り」である。単なるまち自慢や郷土愛ではなく、「ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している。	14
収益的収支比率	法適用企業における経常収支比率にほぼ準じた指標で、給水収益や一般会計からの繰入金などの総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表している。	68
循環型社会	製品等が廃棄物などとなることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合は、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、および循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	30,34,37,59,96
情報セキュリティ	個人や企業が持つ情報を、不当に取得・改変されることなく、正当な権利を持つ個人や組織が、情報や情報システムを意図通りに制御できるよう、人的・組織的・技術的な対策を講じること。	78
情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを具体的に記載するのが一般的である。	78
森林環境譲与税	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税とともに創設された税制度。森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税される。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与され、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用する。	52,60
水源かん養	雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節すること。	52
ストック	蓄積・在庫・資本といった意味をもつ言葉。都市の中に形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。	18,66
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく関与する慢性の病気の総称。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などを指す。	40
生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。	18
性的マイノリティ	LGBTなどを含む、性的少数者。	17,75

用語	意味	ページ
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。	16,60
セクシャルハラスメント	性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。	75
Society5.0	情報社会（Society4.0）に続く新たな社会のこと。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望のもてる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会。IoT やビッグデータを活用することによって、経済発展と社会的課題の解決を目指すことで、より質の高い生活を実現する社会。	36
多奈川地区多目的公園	関西国際空港二期事業の土砂採取・供給工事の跡地にある「公園・緑地ゾーン」「健康・交流ゾーン」「事業活動ゾーン」が一体となった多機能型の多目的公園。	25,26,27,54,66
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	12,17,34,37,76,96
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって職域・学校・地域・家庭その他のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。	75
地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えている就職困難者に対し、雇用・就労支援を行う事業。	56
地域福祉	地域住民の暮らしの基盤である家庭とそれを取り巻く地域が、暮らしの中で生じる様々な生活課題（困りごとや悩みごと）を受け止め、その内容に応じた解決へとつなげていける仕組み。	14,30,34,37,41,96
地域介護予防活動支援事業	「一般介護予防事業」の1つで、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的としており、介護保険法にて定められている事業。	42
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。厚生労働省が提唱し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目指して、全国の市町村で構築に取り組んでいる。	14
地球温暖化	産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。	16,59
地産地消	その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。	53
定住人口	その自治体に住んでいる人の数。	17
デジタル行政	デジタル技術の活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。	78
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅を就業場所とする在宅勤務や、施設に依存しないモバイルワーク、サテライトオフィスなどを就業場所とする施設利用型などがある。	12,15
都市機能	居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して、様々なサービスを提供する役割。	17,27
都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。	55
都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。	17,30
ドメスティック・バイオレンス（DV）	家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近しい関係にあるものへの暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。	75
ハラスメント	広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。	74,75
バリアフリー	高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。	65

用語	意味	ページ
パンデミック	感染症の世界的大流行という意味。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念されている。	16
ビオトープ	生物群集ができる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。	27,60
BCP	災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する (Business Continuity Plan:BCP)。ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM (Business Continuity Management) とする場合もある。	15,16
5G	第5世代の無線通信規格。Gは「Generation (ジェネレーション) = 世代」の頭文字。高い周波数帯と低い周波数帯を組み合わせることで、現行の「4G」の数十倍から100倍にあたる毎秒10ギガビット以上の高速通信が可能となる。遅延が少なく、多数の端末に同時接続できることも特徴。高精細カメラの映像の送受信にも十分な速度を持つことから、警備や遠隔医療などの活用が想定されている。自動運転車をはじめ、あらゆる機器がネットワークでつながる「モノのインターネット (IoT)」時代に欠かせない基盤技術とみられている。	13
プラットホーム	サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台 (基盤) となる標準環境」。	41
ふれあい漁港施設	都市住民との交流などを促進する拠点を形成することを目的として整備された漁港施設。	25
ヘイトスピーチ	ヘイトスピーチ (hate speech) とは、人種や民族、宗教などを理由に差別意識や偏見を抱き、激しい言葉で憎しみを表現すること。「憎悪表現」と訳される。	74
ポケットパーク	ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。	69
マイクロツーリズム	自宅から1~2時間程度の場所を散策する近場の旅行のこと。	29
遊休農地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。	52
ユニバーサルデザイン	文化、言語並びに国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無や能力を問わずに利用することができる設計 (デザイン)。	43
ライフステージ	人の一生を段階区分したもの。健康たからづか21(第2次)では、「妊娠婦期」「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」の5段階に区分している。	30
リカレント教育	職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。	15
リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。	17
療育	障がいを有する子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。	43
6次産業化	農林漁業者(1次産業従事者)が原材料供給者としてだけではなく、「地域資源」(農林水産物、バイオマス、自然エネルギーなど)を有効に活用し、加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。	15
ワークショップ	色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同で学び合意形成をはかるための集まり。	14,17,22,82,87
ワーク・ライフ・バランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるものである。	12,56

## 10 総合計画とSDGs

### 岬町におけるSDGs

日本政府は、平成28（2016）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（令和元（2019）年12月一部改定）」を定め、8つの優先的課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などにSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

岬町の「第5次総合計画」においても、SDGsの理念に沿った様々な取組を通し、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標を示し、整理を行っています。

#### ◆SDGsの17のゴール◆

目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育などの初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで、目標を達成しよう 	17. パートナーシップで、目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

## ◆施策とSDGsの17のゴール◆

施策	SDGsの17のゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち																	
1 健康づくりの推進と医療体制の充実			●														
2 地域福祉の推進	●	●	●								●						●
3 高齢者福祉の推進			●								●						●
4 障がい者（児）福祉の推進			●														●
5 子育て支援の推進	●	●	●	●	●					●						●	
あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち																	
1 学校教育の充実				●	●												
2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進			●	●													●
3 歴史・文化の保存と活用				●							●						
新たな活力と魅力があふれるまち																	
1 農林業の振興								●								●	
2 漁業の振興								●							●		
3 商工業の振興								●	●								
4 観光振興とにぎわいづくりの推進								●									
5 雇用・労働環境の充実								●									
豊かな自然の中で安心して暮らせるまち																	
1 環境衛生と美化の推進													●				
2 循環型社会の構築							●					●	●				
3 自然環境の保全と生物の多様性												●	●	●	●		
4 消防・救急・危機管理体制の充実						●					●						
5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進											●				●	●	
安全で快適な住み心地のいいまち																	
1 計画的な道路整備と維持管理												●					
2 交通環境づくりの推進												●					
3 公園の整備・維持管理												●					
4 河川・港湾の整備												●					
5 下水道整備の推進													●				
6 良質な住環境づくりの推進												●					
すべての人が輝くまちづくりを進めるまち																	
1 参画・協働のまちづくりの推進																	●
2 人権施策の推進					●	●					●						
3 男女共同参画の推進					●										●		
4 多文化共生と平和施策の推進										●					●		
5 健全な行財政運営																●	
6 情報化の推進															●		
7 人材育成と組織基盤の強化																●	